

平成28年度第12回（第39回）3市共同資源物処理施設整備地域連絡協議会会議録

○日 時 平成29年3月11日（土）午後6時30分～9時10分

○場 所 東大和市桜が丘市民センター 集会室

○委 員

（1）自治会・マンション管理組合等 以下のとおり（12名）

自治会・管理組合名	代表者	専任者
プラウド地区自治会	—	光橋由訓
栄一丁目自治会	—	町田雄治
栄二丁目自治会	—	—
栄三丁目自治会	田中正則	岡田正嗣
末広二丁目親交会	—	—
新海道自治会	関村武光	—
日神パレステージ東大和桜が丘管理組合	—	後藤隆康
グランドステイツ玉川上水管理組合	—	—
クロスフォート玉川上水管理組合	高山雄二(代理)	山崎武
グランドメゾン玉川上水ウエストスクエア管理組合	坂本長生	—
グランドメゾン玉川上水センタースクエア管理組合	—	森口恵美子
グランドメゾン玉川上水イーストスクエア管理組合	—	—
グランドメゾン玉川上水ノーススクエア管理組合	—	中原禎子
グランドスイート玉川上水管理組合	—	斉藤理憲

（2）3市・衛生組合 以下のとおり

区 分	出 席 者	
組 織 市	小 平 市	—
	東 大 和 市	松本ごみ対策課長
	武 蔵 村 山 市	有山ごみ対策課長
小平・村山・大和衛生組合	伊藤計画課長・片山事務局参事	

○事務局

小平・村山・大和衛生組合	管家計画課主査・里見計画課主査・小島計画課主任
--------------	-------------------------

○出席者

区 分	出 席 者	
組 織 市	小 平 市	岡村環境部長
	東 大 和 市	田口環境部長
	武 蔵 村 山 市	佐野協働推進部環境担当部長
小平・村山・大和衛生組合	村上事務局長	

〈会議内容〉

【光橋副会長】

えーと、じゃあ時間が過ぎましたので、えー、協議会を始めさせていただきたいと思います。本日はあの、邑上会長がインフルエンザで急遽お休みということで、えー、私、副会長の光橋のほうで、えー、ピンチヒッターとして司会をさせていただきます。よろしくお願いします。

えーと、じゃあ最初に事務局からお願いします。

【伊藤課長】

はい、皆さん、こんばんは。お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。えー、それではですね、初めに配付資料の確認のほうをいたしたいと思います。

えー、まず1点目はですね、本日の次第ということで次第がございます。続きまして、えー、3市共同資源物処理施設整備地域連絡協議会開催日程（案）ということで、A4のもので。続きまして、A4横の資料で、（仮称）3市共同資源物処理施設整備スケジュールということ。あと、えー、ホチキスどめですね、懸案事項確認表ということでA4のもの。続きまして、ごみ量予測についての質問内容、山崎さんからいただいている資料ですね。続きまして、組成分析の傾向（組合データ使用）と書いてあるもの。グラフになっているものです。続きまして、協議会宛てクロスフォート玉川上水専任者、要求・確認事項リスト、山崎さんからいただいているやつですね。あと、A4でまた表裏なのですが、小平市の容器包装プラスチックの目標資源化量の根拠と組成分析のサンプル量。

あとすみません、次第のほうには書いて、次第の下のところですね、配付資料のところでは書いてございませんが、本日、机上のほうに（仮称）3市共同資源物処理施設整備工事の仕様書ということで、クリップどめになっているもの。あとあわせて、ちょっと先ほど私が配りました、工事請負仮契約書。タイトルは仮契約書となっているのですが、こちらですね。契約書。

以上の資料のほうを配らせていただいております。

今、ちょっと最後にお話をさせていただきました、次第にはないのですが、この工事請負仮契約書と仕様書ですね、これがいわゆる契約書ということでワンセットになっているものでございます。こちらのほうは前回、前々回ですかね、光橋さんのほうから、契約書のこれを見せてくれということでお話があったので、こちらのほうを、えーと、本日も用意をさせていただいております。

【森口専任者】

はい。これ、仮契約書になっていますけど、本契約書はないんですか。

【伊藤課長】

えーと、これが、私もそう思ったのですが、一番表がですね、真ん中のところに、文章を見ていただくと、議会の議決を得られた場合はこれを本契約とみなすというような文言がありますので。

【光橋副会長】

どこですか。

【森口専任者】

6番の支払い方法……。

【伊藤課長】

そう。6番の支払い方法ですね。

【森口専任者】

の下にある文章ですね。ここを読むと書いてあるんですね。

【伊藤課長】

ええ。そうですね。なお以降ですかね。「なお、小平・村山・大和衛生組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または」云々かんぬんというところで、ここで、あの、契約書とみなすものであると。

ということで、この契約書のほうを、まあ、光橋さんのほうからお話をいただいて、本日、皆さんのほうに提示をさせていただいております。

なおですね、光橋さんともちょっと先ほどお話しさせていただいたのですが、こちらあの、情報公開制度ということをご存じだと思うのですが、そちらがございまして。まあ、基本的にですね、あの、情報公開の請求をいただいて、こちらのほう、全部開示であったり、一部開示であったりということでお出しするような資料というところもありますので、本日、大変、ちょっと恐縮なのですが、こちらの仮契約書、ホチキスどめの部分は、閲覧というような形での扱いをさせていただきたいと思います。

【森口専任者】

線引いちゃったんですけど、回収するということですか。

【伊藤課長】

そうです。ということで、させていただきたいと思います。

なお、契約書のセット物で仕様書、こちらのほうは、皆さんこれから施設に対しての協議等を行っていくのに使う資料だと思いますので、こちらのほうは皆様のほうに、仕様書のほうはお渡しをしたいと思いますので、済みませんがよろしくお願ひいたします。

【森口専任者】

これについてですけど、えーと、改めて、普通に欲しければ、情報公開請求をしてくださいということですね。

【伊藤課長】

そうですね。済みません、そういう取り扱い、いろいろまあ、そういう制度もありますので、ちょっとそちらとの使い分けというんですかね、そういうところもありますので、今回はそのような取り扱いをさせていただきたいと思います。

【光橋副会長】

えーと、ちょっと、済みません。あの、えーと、実はまあ、協議会で読もうと思ってたんですけども、司会になっちゃったんで、今日一日読めなくなって、そのまま終わったら引き取られるんだったら全く読めないの、家に帰ってじっくり読ませていただきたいので、請求させていただきたいのですが、私以外に欲しい方はいらっしゃるんですか。

（「欲しいです」の声あり）

【光橋副会長】

これは、平日じゃないと請求できないんですよ。

【伊藤課長】

そうですね。窓口に来ていただいて。

【光橋副会長】

で、ふだんは働いているので、なかなか平日行けないんですけど、今、手を挙げていただいた方で、どなたか代表でかわりにみんなの分を請求するということはできないんですか。

【森口専任者】

結局、1部しか出ないんですよ。何人で出しても。

【伊藤課長】

まあ、そうですね。

【山崎専任者】

請求すれば、要は、これが手に入るわけじゃないですか。それを返してくれということでは、できないですよ。

【伊藤課長】

情報公開の関係はそうですね。ええ。

【山崎専任者】

そうしますと、それをPDFなんかにして、必要な人には送るなりはできるんじゃないですか。

1 通だけ、情報公開請求で入手して、それをコピーなり……。

【森口専任者】

というか、情報公開請求の許可がおりた時点で、組合はこれをまた配付してくれてもいいわけですね。ここで。捨てないで。もったいないですもん。正しい？

【山崎専任者】

うん。それでもいいです。

【森口専任者】

そしたら、そういう、これは預かってもらって、情報公開請求が通った時点で、この協議会でもう一遍全員に配付してもらえばいいんですよね。要するに、公開されちゃったものに関しては、組合としては配らない、あの、理由がないわけですから。ということでいいですか。

【山崎専任者】

まあ、情報公開請求すれば、2 週間ぐらいで。

【光橋副会長】

あ、そんなかかるんですか。

【山崎専任者】

かかります。最短でも。

【森口専任者】

許可がおりれば、小平市長が嫌だよと言わなければ、あの、次回の、えーと、協議会では、配っていただけることになりますよね。

【村上事務局長】

違まして、1 枚 10 円というのがまだありますので。

【伊藤課長】

あ、そうですね。料金のかわりというのはまずありますよね。基本的には個人で請求されて、個人に対して我々が。

【森口専任者】

1 枚 10 円でこれが出る。はい。で、それが出た後だったら、例えば、ここの、今みたいに、ここで提供してくださいという分には、これ、いただけるっていうことですね。1 枚 10 円とらなくても。これだって、捨てるんでしょう。

【伊藤課長】

まあ、捨てるかどうかは、こちらのほうであれですけど。基本的に、個人対個人なので、それをまた皆さんにというと、ちょっとまた違うのかなど。制度としては。

【森口専任者】

ああ。要するに、出したくないと。

【伊藤課長】

出したくないということではなく、いただければ出すんですけど、やはりそういうルールが一方ではありますので、やっぱり何でも、出せますよという感じにはならないというところだけ、ご了承願いたいと思います。

【山崎専任者】

じゃあ、情報公開請求して、あの、開示された資料が、まあ、これだとすると、それは、まあ、必要な人にコピーするなりして配ることは、別に構わないですよ。情報公開請求で開示されたものですから。オープンにして、まあ、ネットに載せるとか、そういったことまで、構わないんですよ。

【森口専任者】

というか、開示されてるんですので、ここで配ってくださいって、あの、今日、この協議会で要求することはできるんですよ。

【岡田専任者】

組合は1部、個人に出すってということだから。

【伊藤課長】

個人。そうです。だから、それを広めてくださいとは、ちょっと我々は言えないんです。言えないんです。

【坂本代表者】

これは個人情報が入ってないから、開示されたら、それはもう、電子上にアップされてもしようがない話ですよ。共有できるわけですから。だから、個人情報と勘違いしないでほしいんですけども。一回情報公開されたら、あくまでも公開が原則ですので、そのまま出ます。何も、消すところも何もないし。

【伊藤課長】

そうですね。それはこちらのほうで判断して、先ほども言いましたけど、全部公開にするのか、一部公開にするのかというようなところで、まあ、おっしゃるとおり、この内容は、まあ、全部だということもあるので、我々は特に消してもなく、今渡してはいるんですが、それはやっぱり、あの、請求をいただいて本来は出すものだということをご理解いただきたいし、あとはそれで、それを広めてくださいとは、我々はやっぱり、言えないですよ。

【坂本代表者】

それは言えない。言えないけれども……。

【山崎専任者】

別に、だめだよとは言えないですよ。

【坂本代表者】

うん。公開したら、うん、だめだというふうには言えないです。

【伊藤課長】

まあ、その、公開した、その、手に入れた方の判断で。

【坂本代表者】

そうです。判断です。

【伊藤課長】

それを、どうぞとは言えないです、我々は。もちろん。そこだけご理解ください。

【山崎専任者】

あとはもらった人が判断してくださいと。

【坂本代表者】

だから、情報公開法上は、そこまでは縛ってないから。基本的には、もう一回出したら、全部ばーっと流れても不思議はない。

【山崎専任者】

わかりました。じゃあ、これを公開請求します。

【岡田専任者】

じゃあ、山崎さん、されますか。

【山崎専任者】

私、やります。月曜日に行けるかどうかはわかりませんが。

【光橋副会長】

あと1つ。えーと、今の、仮契約が本契約になるのは、この、組合会議を議決を得たときのことですけど、これは、今からの話ですか。

【伊藤課長】

いや、これはもう、議決を得て。

【光橋副会長】

得ているので、もう本会になっているということですか。

【伊藤課長】

ええ。もう本契約になっている。

【光橋副会長】

ということですか。わかりました。

【坂本代表者】

本契約に移行しているということですね。

【伊藤課長】

そうです。

【坂本代表者】

一番聞きたかったのは、おっしゃったとおり、あの、議長がおっしゃったとおりです。もう。

【光橋副会長】

わかりました。

【伊藤課長】

よろしいですかね。済みません。あの、今、資料の関係でのお話なんです、で、本日の内容についてですね、あの、お話をさせていただきたいと思います。

まずはですね、あの、事務局の提供資料の説明と、連絡事項等をお伝えしたいと思っております。その上で、ご質疑等を行っていただければと思います。で、その後に、前回に引き続きということで、本日も資料配付をさせていただいていますが、山崎さんからの、いろいろご質問等ということがありますので、そちらのほうの協議のほうを進めていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

また、この地域連絡協議会としまして、皆さんのほうにはもう告知をしていると思うのですが、施設見学会の関係ですね、こちらのほうが3月28日、火曜日、午前8時半にここ桜が丘市民センターの前に集合・出発というような行程でご案内をさせていただいております。午前中に川崎市の王禅寺処理センター、午後に町田市のリレーセンターみなみのほうを見学するという内容にさせていただきます。

現在、参加者のほうの集計中でございますので、こちら、今日いらっしゃっている方で参加の意向等がある方は、後ほど結構ですので、事務局のほうにお申し出いただければと思います。

また、こちら事務局からのお願いなのですが、この両施設、2つの施設に対して、質問がある場合は、事前にこちら、やはり当日、ぽんと言って、何かというところも、先方さんのほうも都合があると思ひますので、こちらのほうで一回、質問のほうは取りまとめを行いたいと思ひま

す。

【森口専任者】

参加しなくても質問は出してよろしいですか。

【伊藤課長】

そうですね。そこは。あと、ほかの方に代弁というか、そういう質問というものもあるかと思えますので。

【森口専任者】

先に渡されるということであれば、文書での回答もいただけるのかな。

【伊藤課長】

文書ですか。そこまでは、我々は。まあ、聞いて、お答えをいただくというところだけです。そこをあえて文書とは、済みません、今は考えています。

【森口専任者】

はい。

【伊藤課長】

で、その、質問の関係なのですが、やはり、来週いっぱいぐらい、18日、金曜日ぐらいまでに、我々組合のほうに質問事項等があれば言っていただければ、それをまとめた形で各施設のほうに。ちょっと回答を得られるかどうかは、保証はちょっと、我々のほうはできませんが、こういうことで聞きたいですということは可能だと思いますので、そのような形で進めていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

よろしいですか。

【岡田専任者】

ということは、その施設の内容についてはインターネットで各自調べろということなんですか。詳しいことが何もわからないわけだから、質問といたって、やりようがないよね。そういう環境を持っている人はいいけれど、持っていない人に対して、そういったって、データでも資料でも渡しているのならともかく、それはちょっと、ちょっと失礼じゃない、はっきり言って。

【伊藤課長】

そうですね。済みません、ちょっとそこまでのご用意をしていなくて、申しわけないんですが、まあ、施設の概要としましては、今、ちょっとお時間いただいてよろしいですかね。

この施設は、川崎の王禅寺処理センターのほうなのですが、こちらのほうは、えーと、施工業者が、今回我々と契約したメタウォーター株式会社ということで、済みません、今、詳しい資料を、手元にないもので、そういうところの施設であるということと、あとはまあ、前回もちょっ

と話題に乗りました、クレーンの搭乗式クレーンを採用しているということがありますので、こちらのほうを見ていただければというところがありますので、まあ、それで、こちらのほうの場所を選定させていただいたというところがあります。

あと、町田市のリレーセンターみなみのほうですが、こちらは立地条件的に、近隣にマンションが建ち並んでいるというような施設のようでございますので、こちら、我々のところと関係あるのかなのか、まあ、あると思うので……。

【森口専任者】

町田は、リレーセンターのほかに、リサイクルセンターはもっとありますよね。1カ所じゃないですよ。集約してないんですよ。

町田市のリサイクルセンターっていう、プラを扱っている施設は1カ所ですかという質問です。

【山崎専任者】

3カ所です。

【森口専任者】

3カ所ですよ。はい。了解。

【伊藤課長】

ちょっと、まあ、立地的なところもということで、ここを見たいというところで、場所のほうは選定させていただいております。

済みません、施設見学の件はそんなような形でございます。

またですね、前回の2月18日の会議録のほうを配付させていただきますので、訂正等がございましたら、また後ほど事務局のほうにご連絡をいただければと思います。

本日も、各市の担当部長のほうが出席をしておりますので、よろしくお願いいたします。

【山崎専任者】

今日のなんか、各市の……。

【伊藤課長】

今、それをちょっと言おうと思ったので。済みません。で、小平市の、ちょっと課長さんなんですけど、今日は所要がありまして欠席ということでございます。

【山崎専任者】

前回もそうでしたよね。

【伊藤課長】

ええ、前回もそうなので。ちょっと、まあ、いろいろと。おありのようで。ええ。

で、東大和市の松本課長はおくれて来るという連絡がいただいております。済みません。

【山崎専任者】

委員側も参加できない人がちょっと、いつもよりは多いみたいですけどね。

【森口専任者】

なぜ？

【山崎専任者】

参加団体がいつもよりも少ないということですね。

【伊藤課長】

済みません、小平の白倉課長さんのほうは、ちょっと、忌引きということで。身内の方にご不幸があられたということで。済みません。ちょっと言いづらかったもので。で、あと、本日も、岡田さんのほうに板書のほうをお願いしていますので、よろしく願いいたします。

それでは、進行のほうを光橋さんのほうに……。

【森口専任者】

一つ確認なんですか。えーと、ここに配ってある開催日程書（案）となっていますけれど、場所はこと考えてよろしいですね。

【伊藤課長】

はい。まあ、その話もこれからしようと。スケジュールで。思っていたのですが、えー、まあ、進行のほうを光橋さんのほうにお渡ししたいと思います。

【光橋副会長】

はい。えーと、スケジュール確認ということで。施設の姿。ここからでいいですね。

じゃあスケジュール確認ということで。はい、あの、説明をお願いします。

【伊藤課長】

それでは、スケジュールの確認ということで、一番最初、資料としての配付で、今ちょっとお話が出ました、この連絡協議会の開催日程の案という形で、こちらのほうを皆様のほうに提示をさせていただきました。

今回提示させていただいたのは、40回、4月8日から9月9日という形で、済みません、そうですね、場所が載っていなかったですね。場所はこちら、桜が丘市民センターでという形で、えーと、日程のほうを組ませていただいております。

まあ、9月までというところなんですけど、こちら、今、ご承知のとおり、都市計画決定のほうに審議会等、進んできているというところと、これからまた具体的に、施設の建設に絡む説明会等々、いろいろ出てくるのかなというところがあるのが1点と、あとはまあ、前にもちょっとお話がありましたが、この協議会のあり方というんですかね、いろいろそういうところもまた、今

後変化がしてくるのかなというところもありますので、今回につきましては、まあ上半期分というんですか、9月までのものを提示をさせていただいております。

なお、備考欄に、第40回の4月であれば、脱臭排気口の位置というような形で書かせていただいておりますが、こちらは、前回の協議会の中でも、図面を出して、排気口の方向を協議しようというようなお話もありましたので、こういったものをしていきたいというところではあります。

あとは、えーと、43回の、7月には、外観、植栽、意匠デザインですね、こちらのほうの内容について協議をしたいということで、こちらのほうを備考で記載をさせていただいたというところでございます。

【山崎専任者】

クロスフォートの山崎です。前回の協議会で、最後のほうに片山さんが、協議会も2カ月に1回とかってという話をされましたけども、これは具体的に、えー、これで見ると毎月、今までどおり毎月という感じになってますけども、それは、提案はされるんですか。されない。

【片山参事】

あの、1つの提案としてですね、2カ月に1回ということで申し上げましたけども、あの、山崎さんもそうですし、光橋さんもそうですけど、あの、質問をいただいていることにまだ答えてない部分もございますので、じっくり、まあ、この上半期についてはですね、1カ月に1回のペースでやらさせていただきたいなということで、今回の資料をつくりました。

【山崎専任者】

わかりました。

【坂本代表者】

ウエストスクエアの坂本です。えー、何かあの、今、あの、仮契約書を見させていただいて、がっかりしたんですけれども、あの、議会を通過したならば本契約に入るということで、即、もう、これ、支払いに入るわけですかね。本契約に入るということであれば。

【片山参事】

片山です。えーと、支払いについてはですね、えー、年、えー、当該年度、年度末払いということで、出来高払いということにしています。で、前払金はありませんので、えー、その年度の終わりに、その年度の出来高についてお支払いをするという形でございます。

【坂本代表者】

今おっしゃった件につきましてですけれども、あの、基本的にですね、あの、まあ、流れとしては、えー、都市計画決定もまだなされてないですよ。で、契約だけとんとんと進めていいんですか。前提条件が整ってないのに、そういうのを進めてもいいんですか。そういうのは無視し

てやっていますか。

あとは、建築設計に入れば当然、建築確認申請もしないといけないでしょうし、消防の申請もしないといけない。果たしてここに、こんなものをつくっていいかということも問題になってくる。そういうのをクリアした上でやってあるのであれば、とんでもない大間違いだと思います。当然ね、こういうのが、ここにいらっしゃる方の、同意も合意も得られてないで、どんどん進んでいって、多分ね、これは、もしできて、国の方針が変わって、例えば容リプラとか、法が改正されて、ペットボトルもそうなんですけれども、あの、そうした場合において、これは百条委員会、今、東京の豊洲がそうなっているように、百条委員会物ですよ。これ、自治法の100条に該当する事項になってくるなど感じておりますけれどもね。こんなことやっていますか。本当に。

【片山参事】

まあ、都市計画決定が、まあ、おきる前にですね、着手してもいいのかというお話ですけども、工事の着手についてはもちろん、あの、都市計画決定がおきた後、えー、こうなってくると思います。

で、今回、なかなかわかりづらいと思うんですけども、性能発注方式ということで、設計と施工をあわせて発注しています。で、都市計画決定をするに当たってはですね、ある程度の、こう、施設の姿がないと、えー、説明がしづらいということもございまして、先に契約をして、今、あの、設計をしているところ。で、設計ができてきましたら、それをご説明をして、ある手続を進めさせていただきたいというふうに考えております。

【坂本代表者】

今おっしゃったことについては、全然もう、わかってないじゃないですか。用途指定は、要するに、工業地域というのはなっておりますけれども、用途指定で、あの、指定してあるところに、違法建築をするようなものですよ。そんなことをやってもいいんですか。だからそれをね、今まで、こうやって、何回も何回も詰めてきたのは、ほとんど間違ってますからね。何にもこう、山崎さんの、あの、今回出された質問についても、全く今まで答えになってないですからね。わかってないで、どんどんどんどん進めて、あと、どうやって責任とるつもりですか。私たちは皆さん、そうですけれども、一度も、いいですよ、じゃあ契約しましょうとか、建ててもいいですよ、みたいな話は、一度もやったことないですから、皆さん、お一人お一人に確認してもそうです。

というのはね、迷惑施設だからっていうんじゃないで、要らないものを、何でつくるんだという話なんです。二十何億もかけて。こんなものをつくって、つくった、もう翌日あたりは、要らなくなったよというような状況なんです。世の中は。ランニングコストだってばかにならな

いじゃないですか。そういうのを何にも調べないで、よくこんなことを出せるなど思うんですけどね。何を考えているんですか。

【伊藤課長】

あの、済みません、申しわけないんですけど、あの、我々ですね、違法なものを建てるというような認識はございません。しっかりですね、その辺は法にのっとってというところで、事務上のことも、先ほど片山参事のほうで申し上げましたが、やはりまあ、施設の、建設の着工は、やはり都市計画決定を待って、その後しっかりですね、あの、建築確認の申請をとって、それから建設をするというところで、流れを組んでいますので、そこで違法云々という話にはならないかと思えます。

【坂本代表者】

違法とはね、言ってないです。あと、私は、言いたいのは、脱法行為をしているんじゃないかということですよ。脱法行為ですよ。こういうのは。そういうのは、要するに結果オーライで、こうなりましたから、皆さん、その、合意の上で、みたいなことになってきて、脱法行為というのはどういうものかわかりますか。違法行為じゃないですよ。違法行為というのは、完全に法令に違反している。要するに、手続も踏まずに、どんどん進んでいるから脱法行為だと言っているわけなんですよ。伊藤さんがおっしゃることはよくわかりますよ。もう、あの、つくりたいというのはわかる。違法じゃない、というのはわかるけれども、脱法行為も一種の違法行為なんですよ。手続踏んでないじゃないですか。

【森口専任者】

はい。森口です。えーと、一つ確認させてください。あの、えーと、脱法行為かどうかということは横に置いておいて、理解をしているかいないかということ、住民の理解を得られているかどうかということの確認を、片山参事は前、えーと、確認する気はないとおっしゃった回があると思うんですが、理解、この場において理解しているかしていないかという確認を、どのような方法でされるのかを教えてください。

【片山参事】

まあ、こういう、こういう施設って言ったら変ですけども、一般的には残念なんですけれども、迷惑施設というふうに言われていまして、そういう建築に当たっては、当初申し上げたのはですね、国庫補助金、昭和の年代ですけども、国庫補助金の段階では、えー、周辺住民との、えー、調整が図られていること、調整が図られていること、これが条件だったんですよね。で、その調整が図られていることというのは、具体的に何かというと、やっぱり合意が必要だろうというような、えー、指導もありまして、合意書ももらって建てたという経過は、私どもでも持つ

ています。で、平成に入ってから、制度が変わりまして、交付金という形になりました。それから、迷惑施設については、私どもの考えですけれども、やはり、全員の方の理解を得るのは難しいというような考え方だと思うんですけれども、生活環境影響調査を行って、周辺地域に与える影響を最小限にして、その上で、えー、その計画書を住民に説明した上で、交付金の申請をすればですね、施設については、あの、建設できるということになっています。

したがって、えー、この連絡協議会は、まあ、最初の要綱のところでもいろいろありましたが、施設建設を前提にですね、皆さんの意見を取り入れるところは取り入れていこうという考え方でございますので、えー、ここで理解をいただきたいとか、えー、そういうことではない。まあ、理解いただければ一番いいんですけれども、なかなかそうはいかないだろうということで、皆さんが不安に思っているところ、不審に思っているところ、それについてですね、丁寧に回答していきたいというふうに考えています。

【森口専任者】

森口です。3月の市議会において、松本課長は、理解を得る努力を続けていくという発言をされていると思うんですが、ここで理解を得ようと思っていないと、あの、今、片山参事の、まあ、理解は得られればいいけれど、説明だけして進めるという発言をされていました。理解を得て進めるということで、ここをやって、今までの、何回にもおけるいろいろな会議の答弁で、理解を得るために協議会をやっていると。それなのに、行政側の方針として、こういう施設は、理解を全員に得るのは無理だから、理解を得なくても、説明だけしたら進めるということは今、片山参事はおっしゃっていたわけです。なので、もし、理解を得る説明をしているのであれば、理解を得られたかどうかは、この協議会で確認をしていただきたいと思います。皆さん、いかがですか。

【坂本代表者】

そのとおりです。

【片山参事】

その、私の説明の仕方がよくなかったのかもしれませんが、もし、森口さんの意味したことで私が発言したのであれば、この協議会はなくてもいいということになっちゃいますよね。私どもは、あの、精いっぱいですね、理解をしていただくように努力をしながら進めていくということには変わりはありません。えーと、解釈がちょっと、その、森口さんの解釈がね、私が発言したのでそういう印象を受けたのかもしれませんが、そういうことではないということとは申しておきます。

【坂本代表者】

それが片山さんの詭弁なんですよ。昔は、そんな、要するに、平成になってから、あの、補助

金が出て、その、合意を得なくてもいいようなことを今おっしゃったですよ。ね。どこにそんなの書いてありますか。

要するにね、合意を得たりして、つい最近では国分寺あたりが、あの、住民の同意を得て、あの、まあ移転意見もありましたというような話はしました。当然、こんな住宅地じゃないから、あの、林もあります。だから、そこでも合意書をとりました。なぜですかといたら、後々紛争にならないように同意を得たわけです。ということで、同意書をとるのは前提なんですよ。それをあなただけがね、協議会で皆さんの意見を聞くだけって、議会でも何でも答弁しているのは、さも、その、一部の人は反対しているけれども、あの、まあ、その、また、その一部は、あの、賛成してもいいというようなことを話しているじゃないですか。そんなのはね、後々、紛争になるわけですから。環境省に聞いてくださいよ。そんなこと、いつ決まったかって。そもそも、今の衛生組合があるところに、要するに、衛生組合を登記したのは、3市の合意があってからじゃないですか。しかも、その住民の合意も得ている。今もそうなんですよ。その精神は変わらないんですよ。金が出るかどうかというのは、前は、今の焼却炉が建ったときは相当もって出していたはずですよ。で、今は、今は、そういう、その、焼却炉の廃棄物の処理の補助金というのが出るようになって、これは、あの、し尿処理も何も、全国的に同じように出っていますが、基本的な精神は一緒なんですよ。

だから、今みたいなことを言われたら、とんでもない話ですよ。我々は持ち帰って、どうやって説明するんですか。

【森口専任者】

もう一度、しつこいようですが確認させてください。ここで理解を得たか得ないかという確認をとる予定はありますか、ありませんか。

【片山参事】

あの、確認がとればいいですけども、確認がとれるように精いっぱい努力はしていきたいというふうに思っています。

【森口専任者】

確認をとるのは簡単なことです。皆さんにアンケートなり何なり、ここで挙手してもらってもいいですから、理解しましたか、しませんかとやればいいだけのことで、理解していないという結論が怖くてとれないだけですよ。

【坂本代表者】

そうです。そうでしょう。

【片山参事】

ですから、理解が得られるように努力を進めながら、えー、皆さんと話し合いながら、進めていきたいというのが私どもの考えです。それから、昭和の年代にあった、その、同意書の件なんですけども、それではですね、最終処分場の確保なんて、まあこういう施設のほかにですね、最終処分場があるわけですけど、それから中間処理施設、こういう施設の立地難、えー、そういうことが全国的にあってですね、まあ法令上に、交付金という形になって、そのときにですね、なかなか、まあ住民の全体の全員の同意は難しからうということで、国の方針が変わってきたのだと思います。ただ、基本姿勢は変わっていません。あの、皆さんの理解が得られるように努力はしてまいります。これはあの、施設が建った後もですね、えー、不安がないように、こうやって定期的にですね、えー、皆さんに説明をしながら運営をしていきたいというふうに考えていますので、その辺はご理解いただきたいと思いますけど。

【森口専任者】

森口です。生活、交付金のときは、交付金のときは、合意書が必要だったけど、今の……。今が交付金？

【山崎専任者】

今は交付金。

【森口専任者】

補助金のときは合意書が必要であったけれど、交付金になってからは、環境影響調査をすれば、それで施設建設ができるという発言を、簡単に言うと、片山参事は先ほどされましたけれど、今、首を縦に振っておられるのでそういうことだと思うのですが、ここにいる住民の何人かが代表になって、都に請願書を出していて、請願書が継続審議になっています。その中で、都の部長さんが、環境影響調査イコール住民の理解ではないし、環境影響調査だけがオーケーだから建てられるというものではないと。イコールではないというふうに発言されていますので、あの、そのときの、えーと、会議録は、都のホームページに載っていますので、そういうことも確認していただけますか。片山さんの言い方だともう、本当に、ここで理解が得られようが得られまいが、得られる努力をして説明さえすれば、環境影響調査が通っていれば建てられるということで、今、進んでいると思うのですが、請願のときの都の答弁には、そのような発言はありませんでした。

【片山参事】

あの、森口さんが言われたとおりだと思うんですよ。ですからこういうふうに説明をさせていただいているんです。あの、事務的に、その生活環境影響調査をやって、それを示したからもういいんだという姿勢では、私ども4団体はありませんので。なので、こうやって集まっていた

いてですね、それであの、丁寧に説明をしようという姿勢で臨んでいるわけです。森口さんが言われたとおりだと思いますよ。あの、やったからいいんだという考え方はありませんので。ええ。その辺は、あの、ご理解いただきたいと思います。

【森口専任者】

では、理解を得られたかどうか、私たちにお聞きいただけますか。

【光橋副会長】

回答をお願いします。

【片山参事】

回答ですか。ですから、今後ともですね、理解を得る努力を続けていきますというふうに申し上げています、私は。えーと、今、いらしている皆さんの中で、全体が理解しているとは私ども、思っていない。思っていないからこそ、この会議を続けさせていただいているんです。

【坂本代表者】

坂本です。理解を得るために、えー、この会を続けるというのは、今、こういう、仮契約をやった上で、何で続けるんですかね。そもそも、片山さん、今まで何十回も、あの、説明されたと思いますけれども、その説明がちんぷんかんぷんで、信憑性がない。どういう根拠でやるか。本当に住民のことを、市民のことを考えてやっているかどうか。上から、要するに、小平市長からやれって言われたから、「はい、やります」というのは、くそを食えと言ったらはいと言います、というのと一緒ですよ。何を、あの、根拠に、ご理解を得られるまでって、誰も理解しないですよ、こんなのは。自分で理解できているんですか。

【森口専任者】

えーと、平行線になるので、えーと、理解していないと、理解している方がいたら挙手していただいても結構ですし、理解はできていますという発言をしていただけるとうれしいんですが。いらっしゃいますか。あの、ならば、あの、今日、理解でき、この段階で理解できていないということで、マイクをお返しして、進めていただかないと、また山崎さんのところまで入らないので、進めていただきたいのですが、あの、スケジュール表にあることを1つだけ確認させてください。えーと、3月24日・25日に、懇談会になっていますが、今日、今、松本課長さんがいらっしゃらないのですが、懇談会の案内については、広報誌に載せるということですが、今日、もう11日で、いつ載るのかなということと、それと、この都市計画審議会の間にある、あの、都のほうのホームページへいくと、この段階であるのは、公聴会及び説明会というものがあることになっているのですが、何で懇談会という設定なんだろうということが1つと、懇談会というのは、今まで市民懇談会とか、今、えんとつのほうの焼却施設についての懇談会と。委員を選ん

で、委員を選んで、えーと、時給が発生するようなものが懇談会と言われることが多いのですが、ここにおける懇談会の位置づけがよくわからないのと、なぜ公聴会じゃないのか。説明会じゃないのか。懇談会なのかというのを、えーと、今、時間がなければ、次回までに……次回までじゃ間に合いませんね。あの、3月24日までなので、やはり今ここでお願いします。

【伊藤課長】

あの、済みません、先ほどから、すぐ、あの、すごく、森口さんに先行されて言われてしまうのですが、その後に、このスケジュールのほうの話をしようと思っていました。

で、今おっしゃっていた、その懇談会なのですが、こちらは、えーと、東大和市の街づくり条例、街づくり条例の規定に基づく懇談会。済みません、ちょっとそこまでしっかり書き切れなかったもので、これがですね、3月24日・25日で行われるということです。で、こちらのほうなんですけど、こちらは、東大和市のほうで、都市計画課なんですけど、まちづくりニュースというのを、市報と折り込みで入っていると思うのですが、こちらは3月15日号で、まちづくりニュースが皆様のほうに配布される予定となっているということを聞いています。で、こちらの予定を変更して、今回、皆様のほうに情報提供をさせていただいたということです。

で、いいですか、この、ちょっと、日程と、あと時間とかをお伝えするつもりで、今日来ていたのですが。

【森口専任者】

東大和市の方に質問です。えーと、都市計画課じゃないとわからないのかもしれないのですが、街づくり条例で、パチンコ屋さん、建ちましたけれど、そのとき、説明会だったんですよ。説明会が2回あって、建設する側の方が来て、例えば、ここでいうとメタウォーターさん、なりの方も一緒に同席して、2回の説明会が行われました。

なのに、今回、日にちがこれだけ近くで懇談会ということで、あの、街づくり条例に照らし合わせてと言っていますけれど、街づくり条例に照らし合わせたらパチンコ屋さんと同じようなことをやっていただかなければいけないはずなのに、なぜ違うものがされているのか。東大和市の方、回答願えますか。

【田口環境部長】

済みません、東大和市の環境部長の田口でございます。えー、済みません、あの、なぜ懇談会なのかという、ちょっと、名称がなぜこれなのかというのは、そこまでちょっと、申しわけない、細かいところまで、担当部じゃないので、承知はしてございませんが、多分、伊藤課長からお話があると思いますが、24日の金曜日は夜、えー、これは、市役所の会議棟。で、25日は、午前中が桜が丘地区ということで、ただ、こちらの場所が押さえ切れなかったもので、総合福祉セン

ターの中の、ちょっとした会議室みたいなどころがあるというふうに伺っておりますので、それから。でまた、午後に関しましては、えー、市役所のほうで行うということで伺っております。

えー、時間が、えー、24日が7時……。

【伊藤課長】

あ、じゃあ、よろしいですか。

はい、済みません。じゃあ、今の、ちょっと日程の関係で、私のほうからもう一度改めてお伝えしたいと思います。

えー、3月24日の金曜日なのですが、こちらは、えーと、19時から20時30分。夜ですね。19時から20時30分。今、部長がおっしゃったように、えーと、場所は東大和市の市役所会議棟、第6会議室という形になります。

で、翌日の、えー、3月25日なのですが、こちらは、えーと、まあ午前中・午後の部と、まあ2回あるんですが、午前中は10時から11時半。で、場所はですね、先ほどありました総合福祉センターのは〜とふる2階多目的集会室。で、同じく、その同日なのですが、えー、14時から15時半ということで、東大和市役所の会議棟、第6会議室という形ですね。1時間半というような形で、こちら3回、内容としては同一のものということになります。

で、懇談会なのですが、基本的にはまあ、説明会というような形で、説明をさせていただいて、まあ、ご意見等を、まあ、伺うというような、えー、内容ということで……。

【森口専任者】

メタウォーターさんの同席は。

【伊藤課長】

ありません。

よろしいですか、今ので。

【森口専任者】

なぜ懇談会なのかわからないってことだけはわかりました。はい。

【田口環境部長】

済みません、条文自体は、済みません、私、今手元にないので、まああの、多分、条例上が、懇談会という表現になっているのかもしれないですけど、その、名称自体が、説明会、懇談会という名称を使わなきゃいけないのかどうかというところまで押さえ切れていないんですが、基本的には、えー、実施者、えー、事業を実施する、小平・村山・大和衛生組合、並びに、東大和市としてお話をする立場もありますので、えー、我々、えー、ごみ対策課のほうも、出席をする予定で、えー、今現在は準備を進めているところです。

【森口専任者】

私たち、パチンコ屋さんのおきに、街づくり条例に係る説明会というのを、えーと、経験しているんですね。それで、その際には、パチンコ屋さんを建設するところの壁のところ、何日に、こういう説明会をしますという張り紙までしてやるわけですよ。あの、市報のほかに。で、そういう手続をちゃんと、街づくり条例でやるというからにはやっていたらいいのかなというのが。都合のいいところだけ、なんか、街づくり条例でかかってやっていますというけれど、じゃあ、パチンコ屋さんをやったときに街づくり条例でこういうことを私たち経験してきているなというのが、されていないんで。そのことについて質問したんですが。

【伊藤課長】

済みません、そちらにつきましては、この後ですね、まだ、日程では組んでいないんですが、基本的に今おっしゃったように、街づくり条例に基づいてということで、伺っているのが、建物の高さの、まあ、2倍の範囲というんですかね、そういうふうに、まあ、そこで限らないとは思いますが、そういう範囲での、周辺住民を集めての説明会、まあ事業者さんからのですね、そういうものはこれからやっていきます。これは、街づくり条例の規定に基づく懇談会という形で、広く東大和市民を対象にというようなものの説明会です。

【森口専任者】

じゃあ、近隣住民だけの、街づくり条例に基づく説明会というのは、別にあるという認識でよろしいですね。

【伊藤課長】

そうですね。それはまあ、別途それはやるという形になります。

【森口専任者】

はい。了解しました。

【松本課長】

あと、ごめんなさい、途中参加というか、遅刻しちゃってごめんなさい。えーと、今、森口さんがおっしゃったパチンコ屋さんのおき説明会だったというのは、パチンコ屋さんの場合は、あの、一定規模を超えるということの建築物をつくる、宅地開発をするという意味での説明会なんですね。だから、街づくり条例に基づいてというところはそうなんですけれど、ただ、パチンコ屋さんの場合は、建築物が一定規模を超えるので、開発事業者ということでの説明会をしているということだと思います。

で、私たちが今やろうとしている懇談会というのは、その、えー、今度つくる施設の規模が大きいという、その、一定規模の建築規模を超えるからという、宅地開発の上での話の前段なんで

すね。まだ、その都市計画の決定を、4,300平米に、廃棄物の処理施設だよということをつけるための意見交換をするために、懇談会というふうに言っているものです。

【森口専任者】

えーと、帰ってからもう一遍よく考えます。街づくり条例を見ながら。その上で、えーと、一つ確認なのですが、近隣住民における説明会は別にあるということは、その認識でよろしいですか。

【松本課長】

で、今回予定しているのはあくまでも、都市計画決定の進めますよという上での意見交換をする懇談会でありますから、その後、建築物を建てますよとなれば、それは、宅地開発という意味合いでの、まあ、説明というふうになるので、そこはあくまでも、まだ今回は、建築物の姿が全部決まっていますので、宅地開発という位置づけでやる意見交換ではないということです。

だから、分けていただければと思います。

【坂本代表者】

今の松本さんのご意見は、すごくよくできていると思います。基本的にはね、パチンコ屋は、あれは、説明があったのは、あの、建築確認、あの申請して、あの、通知がおりました、だから建てさせてくださいと。大規模宅地開発ということでやっているわけですね。当然、私も聞きに行きましたけれども、それは、民のことがやるから、あの、特段、あんまり口出しもできなかつたんですが、これはあくまでも、市民の、3市市民の税金を使うわけなんですよ。しかも、あの、ここだけじゃなくて、3市とも、それを分かち合うわけなんですよ。

一番問題なのは、これが何で一番問題なのかというのは、当初から私が思っていたのは、全体、ごみ処理の全体を考えなくて、上流とかわけのわからないことを言って、上流ができなければ下流ができない、焼却炉ができないとか、そういう話から入っているので、どだい全体の計画が、プランが見えない。で、これがもし、例えばですよ、サーマルで全部プラを燃やしましょうということになったら、全く要らないですよ。で、インターネットで調べても、サーマルを先行して、もう、相当新しい、あの、焼却炉というのは、ほとんどサーマル化していつていますので、あの、ごみの焼却量、あの、プラスチックの焼却数もかなりふえてきています。で、割合としては、あの、要するに、燃やしている。それはなぜかということ、プラスチックというのは、ほとんどが石油資源ですので、石油と同じような、この前も話しましたカロリーで、熱源が見込めるわけですよ。で、何が一番問題かということ、熱処理した場合に、その焼却炉の大きさなんですけれども、えー、焼却炉の補助金を見ればわかりますけれども、大体、トン当たり1億円なんですよ。

トン当たり1億円。焼却炉の、焼却炉の、要するに1日当たりのトン当たりの、あの、焼却炉の規模としては、補助金が、あの、経費が1億円かかるわけですよ。で、この前も話しましたように、例えば200トン、毎日処理するのであれば、200億円、大体かかるだろうというのが、全国的な、あの、大体、その、焼却炉の、あの、金額を見るとわかると思いますけれども。

だから、ほかの自治体は、徹底的に減量化を図った上で移行しようとしているわけですよ。それを、小平市も、武蔵村山市もやらないで突入して、見込みだけでいこう。組成分析とか、またこれもわけのわからない方法でやろうとしているから、おかしくなっちゃうわけですよ。

だから、そもそもが間違っているわけなんですよ。全体を考えないで、本当に、重箱の隅から入っていこうとするから、そもそもがもう、計画が全体的に間違っているわけですよ。2年後、3年後、もしくはサーマル化して、はい、プラスチックは燃やしますよ、今、小平でやっている、その、何ですか、あの、軽いプラスチック、シールとかのプラスチックというのは、これは燃やしたのは正解だと思うんですよ。だから、そういう面では、完全に間違っていますよ。方法は。

【森口専任者】

済みません、坂本さんのその意見は、あの、ちょっと、これから山崎さんがやるほうにも関連しているので、そこまで待っていただいて、えーと、今の、都市計画決定と、えーと、街づくり条例の話なんですけど、今度やるのは街づくり条例に係るものだからということ、前、松本さんから説明されたのですが、今の話を聞くと、宅地計画の前段の意見交換になる、都市計画決定ですね、要するに。の、あの、前段のことになるということだと、都のホームページにある、都市計画決定に係る会に当たると思うんですよ。そうすると、意見の公聴会が説明会になって、中止になるのは、近隣住民と市民ということになっているので、ちょっと、意味が違うかなと思うんです。ので、あの、今ここでなくていいですから、ちょっと、帰ってから、都市計画課の方に聞いていただけますか。お願いします。

で、あの、一応スケジュールのことで説明がなくて、ほかがなければ、あの、山崎さんに譲りたいと思います。

【光橋副会長】

あ、済みません。まだちょっと、スケジュールのことを伺いたかったのです。光橋ですけれども。

えーと、都市計画決定というのは、もう間違いなくおける、もうほぼおけるものなんですか。そういうものなんですか。

【松本課長】

えーと、必ずしもおけるものとは限られていません。あくまでも、えー、今度、月末に予定しています意見交換会という意味合いでの、まあ、懇談会。そういったところから、えー、市民全

体に広く意見を聞いた上で、原案をつくるという形になりますので。

【光橋副会長】

原案。

【松本課長】

はい。で、ただ、その原案というのも、具体的には、えー、桜が丘2丁目の122番地のところの4,300平米、その場所の区域を定めますということなので、まあ、原案といっても、基本的にはほぼほぼ、まあ、今回この施設をつくらうとしている位置及び場所を、えー、特定することにはなりません。で、その後に、それをもってして、今度は、また、えー、原案の説明会ということで、えー、追ってまた、開催をしていくわけですけど、ただ、その、懇談会にしても、えー、説明会にしても、やはり、やっていった内容とか状況については、その都市計画審議会というのがまた別途ございますので、で、そのところに、状況を、やはりお伝えをした中で、一定の考えを、えー、整理した上で、えー、ご意見を伺って、最終的に市で決定していくというのが大きい流れです。

【町田専任者】

えー、栄一丁目の町田です。あの、今回やろうとする、その、懇談会ですか。ああ、説明会か。この、スケジュール表には懇談会と、まあ、入っているわけですけど、懇談会といったら、その、市民も、何ていうかな、行政に対して、対等に話し合えるという、そういう印象を受けるんですよ。で、もう既に、本契約ができちゃっている段階で、何で懇談会をやるのど。

で、先ほど、部長さんは、説明会とおっしゃったんで、それだったら、ああ何となくわかるなと。もう既に、えー、この計画を着々と進めているわけですから、その単なる説明会か、というふうな印象なんですけれども、何でこの時期に説明会をやるんでしょうか。それが、私には理解できません。やるんだったらもっと早い時期にやるべきじゃないでしょうか。

【田口環境部長】

済みません、東大和の田口でございます。えーと、大変申しわけありません、えーと、私の資料が間違っていなければ、8月のときに、こういう日程表をお配りをしているかと思うんですが。ちょっと済みません、今日、会長が、いつも、あの、ネットとかで、画面を出していただくので、ちょっとなかったりもしていますけれども、都市計画決定のためのスケジュールという、スケジュール表が、まあ1年ぐらいのものが、多分お手元にお配りしているかと思うんですが。ありますでしょうか。大丈夫ですか。

今、現段階、この3月の24・25でやろうとしている内容は、一番左のところ。済みません、ない方がおられたら大変恐縮でございます、一番左のところの、えー、懇談会等の開催、まあ、

努力義務という記載があるかと思うんですが、ごめんなさい、ありましたですね。この一番左のところを、3月の24・25で実施をするというふうな内容でございます。

あの、今、あー、町田さんからお話がありました、えー、まあ、何ていうんでしょう、建設側のほうの立場としての説明会というものは、まあ過去に、それぞれのタイミングで、えー、実施計画等を策定していく中でですね、市民説明会等はさせていただいているわけですけど、今回の、この懇談会等の開催は、あくまでも、都市施設の都市計画決定のスケジュールの中における、この、懇談会というふうにご理解をいただければというふうに思います。

で、先ほど、えー、松本課長がお話があった、その次の段階の3つ目のところに「原案の作成」というのがあると思うんですが、この後ろに、また説明会というのが下にちょっとぶら下がっているかと思えます。そこがまた、えー、原案を作成した後に、工事縦覧意見書、または、まあ、そういう説明会等があった中での動きが、また今後、その後に、多分4月以降になってくるかと思えますが、そういった説明会があり、また次の段階で、えー、これ、第6、第7というところの下あたりのところにあるかと思えますが、「案の作成」、こういったところの後に、また同じように、えー、公告縦覧意見書、まあ説明会等があるという形になるかと思えます。それで、そのところの案の上のところにあるかと思えますが、ここが都知事への協議、まあ、その回答を得て、まあ、最終的に、えー、まあ10のところに行くかと思えますが、はい、えーと、諮問をし、えー、都市計画審議会のほうに最終的に答申が出てくるという形のスケジュールの中の、現段階、このスケジュールの一番上のところの、えー、「懇談会等の開催」というところが、この3月の24・25だというふうにご理解をいただければいいかと思えますので。ちょっと、この表から見ると一番わかりやすいと思えますので、この段階であるというふうにご理解をいただければと思います。

以上です。

【坂本代表者】

よろしいでしょうか。今あの、田口さんのご説明がありましたけれども、あくまでもですね、あの、今のこの表でいえば、スケジュール表でいえば、1番のところの、何ですか、努力義務というのが今ということですね。

ということは、10カ月のタイムラグがあるわけですね、都市計画決定、あの、考えから。ということは、何で、その、都市計画決定、都市計画審議会の決定をまたずして契約したというのは、非常に、都市計画審議会を軽視しているんじゃないですか。そんなことをやってもいいんですか。実際に。聞いたことないんですけども。

【光橋副会長】

回答、どなたかお願いします。

【松本課長】

えーと、別にあの、都市計画審議会軽視しているわけではなくて、あの、まあ、結果的には坂本さんが言うようなご意見も当然、あの、あるのはわかるんですね。ただ、まあ、今回この事業を進めていく上で、まあどうしても、先にですね、あの、桜が丘に3市共同の資源物処理施設をつくりますということ、まあ、皆さんにお伝えしなければいけないということがあったので、結局は、えー、建物をつくっていくことと、そこの底地に都市計画決定の網かけをするということが、今回、2つが並行して進んでいるという形になっています。

なので、あの、もともと桜が丘二丁目が、今じゃあ、東大和市がリサイクル施設として使っているわけですね。ですから、えー、先行して、えー、都市計画決定をした中で、市が、市の資源物を処理するということも、まあ、あの、できなくはないわけですけど、たまたま今までが、その、都市計画決定の、えー、必要性が求められない中で、今現状、運営をしてきているというのが、日量5トン未満ということでやってきたので、まあ特段、都市計画決定の網を設けずに、日量5トン未満で今、運営をしているということなんですね。で、この事業の話が出てきたので、そこを今、並行して進めている形になっているということです。

【森口専任者】

並行しているのの並行は、都市計画決定と何が並行。

【松本課長】

あ、施設建設と並行しているという。で、それはなぜかという、やはり、その、都市計画決定ってどういうもの、となったときに、先ほども説明したんですけど、区域の決定なんですね。なので、区域決定なので、区域しか決めないのが都市計画決定なんですね。まあ、簡単に言ってしまうと。そうすると、区域を決めるからには、当然、そういう目的の建物ができて、施設を運営するからでしょう、という話になるので、そうすると、やはり、どういう施設ができるのかも見えない、わからない中で、都市計画決定というの、なかなか決定しづらいというふうに、現実の面もございますので、なので今回、並行して進めているというところです。

【森口専任者】

どんどん山崎さんが遅くなるのでさくさくといきたいんですが、えーと、今、田口部長から提示いただきましたほうの都市計画のスケジュールのほうだと、1月、これは12カ月分の計画としてできているんだと思うんですが、1月に、えーと、懇談会などの努力義務というのがあって、で、12月のほうに告示になっているのですが、これ、今、あの、前回の、2月にいただいたほ

うを見ると、えーと、懇談会の開催というのが3月になっているわけですね。そうすると、おくれてますね。

【田口環境部長】

これ、1月じゃないんです。ひと月目、というふうに考えてください。この表は。

【森口専任者】

ひと月目。すると、ひと月目に、えーと、努力義務の、懇談会開催がされてから、11カ月かかって都市計画決定になるんですが、3月に始まったらば、11カ月後というところ、11月じゃないんで、またどこか繰り上げられているのかなと思ったんですが。あの、どう、それはどういうことでしょうか。

えーと、前回配っていただいたやつだと、あの、今、3月に、3月に、この、1カ月目に当たる、努力義務というのが始まったとしたらば、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、1、来年の2月あたりが、あの、都市計画決定になる予定だと思うのに、なぜ、11月に都市計画決定されている表が、2月に配付されているのかを教えてください。

【田口環境部長】

これってということですか。

【森口専任者】

最新のスケジュールで、2月の18日に。

【田口環境部長】

まずあの、多分、今日配られております、このスケジュール表の、多分お話は、これ、11月に終わっているからというところのお話なのかなというふうに思いますけれども。

【森口専任者】

まあ、同じ意味ですが。はい。

【田口環境部長】

はい。で、これに関しましては、現在、えー、実施計画で、あの、スケジュールを、そのまま多分落としているのかなというのは、これは、済みません、組合側に、多分そのスケジュールかなと思っています。

で、これ、あくまでも、この、8月のこの……あ、ごめんなさい。先ほど画面に出ていたスケジュールは、あくまでも一般論としての都市計画のスケジュールを、えー、ここに落とし込んでいるだけなので、まあ例えば、これ、事務的な動きをして、例えば、懇談会の後の原案が三月目に上がっていますけれども、これが例えばふた月目にできる可能性もあるわけですが、これはちょっと、済みません、これはあくまでも都市計画の動きの中でということになりますので、

これはあくまでも、一般論のスケジュールを、これ、この例示をさせていただいておりますので、必ずしもこのとおりにいくというものでもないというふうには考えております。

【森口専任者】

では、一般論より早く進んでいるというイメージでよろしいですね。

【田口環境部長】

済みません。まだ、済みません、スタートが始まったばかりなので、現在、事務が早く進んでいるかどうかというところではないかなというふうには。ただ、現実的には、組合が持っていた実施計画上のスケジュールよりもおくれてスタートが入っているということは間違いないかなというふうには思います。

【森口専任者】

おくれてスタートしても、都市計画決定までにかかる時間を短縮されたのでは困るので、きっちりゆっくり、あの、1年かかるものは1年かけてやってほしいなと思います。

以上です。

【坂本代表者】

都市計画決定については、ここでは口出しできないと思うんですね。で、1つは、都市計画は、東京都にも協議しなさいということになっていますよね。だから、それを踏まえた上で、何で都市計画が決定されないうちに本契約に入るのかというのは、とても信じられない。こんなことをやっていいのかな。だから、国でいえば、国会の予算が、あの、組まれる前に、あの、成立する前に、見込みで発車するのと同じですよ。こんなことを、本当、やったら大変なことになりますよね。で、できたとしても、こんなものをつくった暁には、何年か後には、本当、百条委員会を、本当に、その、理性のある議員の方がいらっしゃったら、百条委員会で何とかしろという話になりますよ。これ、だって、全体が全くわかっていない、まだ焼却炉の更新についても、動いていないわけでしょう。だから、どういう設計になるかというのがわからないで、こういうのをとんとこやって、本当に要らなくなった、要らなくなる可能性は十分にあると思うんですけども、そもそも、あまりにもね、慌ててこういうことをやると、とんでもない話ですよ。これは税金ですからね。

あの、ちょっと、はい。お返しします。

【光橋副会長】

済みません。まだ。あの、光橋ですけれども。えーと、ちょっと事実確認だけしたいんですけども、今、えーと、松本さんから、えーと、都市計画決定と建設が並行して走っているということなんですけど、これは、よくある話なんですか。

【松本課長】

あの、よくあるかないかという部分では、まあ、都市計画決定っていういろいろなのがあるんですよ。例えばあの、都市公園をつくりますといえ、やはり都市計画決定で区域を定めた中で公園を設けるとか、あの、別にごみ処理施設ばかりでは、都市計画決定という定め方って限定されていないんですね。ただ、あの、まあ、ごみ処理施設みたいに、当然その、区域を定めれば、その後何か建物ができますよね、というものについては、やはりその、区域だけを先に定めたいといっても、姿形も見えない、わからない中で、なかなか区域だけを決めるというのも、その、審議会の方々には諮る際に、なかなか手ぶらで場所だけ決めてくださいというのは難しいという現状はあると思うんですね。

なので、えー、今回については、えー、姿形、イメージを極力持っていていただきやすい中で、こういうものをつくりたいので、この場所を区域決定していただきたいということで、今、並行で進めているものです。

【光橋副会長】

ということは、えーと、ほぼ、決定がおりないことはない。まあ、明確には言えないけれども、ほとんど大丈夫という。

【松本課長】

ただ、それは、あの、先ほども申し上げたように、あの、絶対にオーケーが出るとか、ほぼオーケーが出るという、そういった確約は今、一切何も持っておりません。やはり、都市計画審議会というのは、その、区域決定するに当たっての部分なので、その、何階建ての建物ができるからどうのこうのって、そこまでを別にあれするものでもない。だからあの、まだまだこれから、皆さんの、えー、市民全体の意見がどう出てくるのかというところを踏まえて、その情報を提供した中でご判断いただくという段階です。

【光橋副会長】

はい、ありがとうございます。そうすると、えーと、もう既に工事請負契約書が本契約に移っているということで、万が一、都市計画決定がおりなかった場合は、この契約はどうなるんですか。

【松本課長】

えー、まあ、大前提は、まあ、ご理解いただけるようにしていくというのはいうまでもないですけど、じゃあその、万が一というところのお話で、えー、都市計画審議会のほうで、えー、この場所は、処理施設の網はかけられません、みたいな形で、じゃあ仮にだめだということになった場合については、えー、これはやるかやらないかは別の話ですけど、ほかの手法としては、

えー、建築基準法の51条のただし書きで、建築物を設置して運営していくというのが一つの手法としては考えられます。ただ、それをやるやらないというのはまた別の話でありますけれど。

【光橋副会長】

済みません、今の意味がよくわからなかったんですが、都市計画決定がおりなくても建物が建てられるという意味ですか。

【松本課長】

あの、建てられるか建てられないかというところでは、通常は、建築基準法の51条で、その、位置が、建物を建てようとする位置が、都市計画されていて、都市計画決定されていることというのがあつたわけですね。ですから、都市計画決定されている場所に、えー、廃棄物処理施設をつくるのであれば、建築基準法上は問題ないです。となつているんですよ。

【光橋副会長】

今、あの、おりなかったときの話をしていますよね。

【松本課長】

いやいや。で、それが、51条なんですよ。で、その51条のただし書きのところに、えー、そうでなくても建てたい場合、要するに、ただし書きの規定によって、えー、建築審査会に諮った上で、建築審査会がオーケーをした場合についてはこの限りではないということで、都市計画決定の網かけがされていない場所でもつくることができるという規定が、ただしというところにあります。

ただ、我々は、基本的には、えー、きちんとした手続のもとで進めたいということで、今、事務は進めておりますので、そういった手法を使うことを今、考えているわけではありませんけれど、ご質問いただいたので、例えばの例ということで今申し上げたところです。

【光橋副会長】

えーと、済みません、あの、お尋ねしたかったのは、えーと、リスクとその可能性なんですよ。リスクとその可能性。建築基準法がおりない可能性と、そうすると、契約違反になるんじゃないんですかという質問をしたかったんです。建てられないとなると。その可能性が低いということなんですか。

【松本課長】

いや、ただ、ごめんなさい、今おっしゃられている意味が、どうも私、いま一つ理解できないんですが、その、なぜ契約違反になるのかということはどこをもってしておっしゃっているのかなんですけれど。

【光橋副会長】

えーと、いや、済みません、じゃあ私の理解が間違えているのかもしれない。都市計画がおりなくても、この契約は進められるということですか。

【松本課長】

あの、ちなみに、この契約の中身をちょっと見ていただければと思うんですが、その、都市計画決定云々というのは入っていないんじゃないかと思うんですよね。あくまでも、えー、桜が丘に施設をつくるということの契約はしていますけれど、都市計画決定がというのを前提条件に契約はたしか結ばれていないのではないかと思います。ちょっと、私もあの、事業主サイドが組合で契約しているので、そこまではちょっと、見てないですけど。

【光橋副会長】

あの、契約書に、都市計画決定が条件には書かれていないかどうかは知らないんですけども、都市計画決定がおりなくても、要するに建てられるという理解でいいですか。

【松本課長】

なので、都市計画決定がまずは条件で、要するに契約が結ばれていないということが1点。それで、じゃあ都市計画決定がされなかった方が一の場合どうするかというふうになれば、手法として、先ほど私が申し上げたようなものが、具体的な例としてはありますということです。

ですから、えー、工事請負の契約をしたわけじゃないですか。ここでされています。で、都市計画決定がされないままっちゃった場合、具体的な他の手法としては、要するに区域決定がされていないけど建てたいんです、ということで、建築審査会に持っていくことで、建築確認をおろしてくださいという手法があるというのを、先ほど申し上げたところです。

【光橋副会長】

だから、建てられるということですね。

【松本課長】

ただ、それも、建築審査会で、どう意見が出るかですね。オーケーが出れば建てられます。ただ、建築審査会でノーと言われれば建てることはできません。

【光橋副会長】

建てることができないとなった結果の場合は、契約違反になりますよね。

【松本課長】

あの、ただ、その、契約違反というのがね、申しわけないですけど、契約違反というのは何をもって契約違反なのかというのがぴんとこないんですけど。

【光橋副会長】

これは、えーと、衛生組合が、えー、廃プラ施設を設計して建ててくださいという契約じゃないんですか。

【松本課長】

そうです。

【光橋副会長】

で、私が心配しているのは、都市計画決定がおりなかったり、その、建設審議会がおりなかった場合、建てられないんですよ。

【松本課長】

大変申しわけないですが、契約にうたっていることを反してしまえば、それは契約違反だと思うんです。ただ、今のお話は、えー、会長がおっしゃっているのは、建築できなかった場合ということですので、それは、契約が履行できなかったということですよ。ですから、契約違反と言われても、私にはだからぴんどこないと申し上げているんです。ですから、契約が履行できないという事態は起き得るというふうに思っています。

【光橋副会長】

あ、契約履行ができないということ。

【松本課長】

じゃないんですか。

【光橋副会長】

ということで。で、履行できないというのは、あの、どちらの責任になるんですか。

【松本課長】

だからそこは、契約書にもあるように、お互いの協議によってそこは解決するというのが通常の契約になると思います。

【光橋副会長】

あ、じゃあ、あの、おりなかったり、要するに外部的な要因で建てられなくても、で、履行ができないとお互いで話し合っ、しょうがないですねという、どちらに責任があるというわけではないということですか。

【松本課長】

と、私は認識していますが。その、いや、違反行為をしてしまうというのは、それは、会長がおっしゃるように契約違反ですから、違反した側に責めは帰すべきところだと思いますけど、履行ができないということについては、それはお互いの協議で、えー、その契約の解決を図るしか

ないのではないかというふうに思うんですけど。それは別に自治体だからではなくて、通常の市民の契約であっても、契約を違反すれば当然違反した側のほうに責めが帰すべき話であって、そのお互いが交わした契約が履行できなくなったのであれば、その原因をお互いで話し合っ解決するのが、えー、契約なんではないかと思うんですけど。

【坂本代表者】

よろしいですか。えー、今、松本さんのほうから、あの、ご説明があったのは、半分は合って、重大なところで違っています。というのはね、この、契約するときに、そもそもの、要するに、抜けているところが、あの、最初にご説明のありました、小村大衛生組合議会の議決を得られないときには、この仮契約は無効とし、ということなんですよ。その前提とする……。

【松本課長】

坂本さん。坂本さん、それは、もう終わったんですよ。1月下旬に……。

【坂本代表者】

だから終わったから、もう契約としては有効に成立しているわけですよ。だから、そこまでは、まあ合っているというわけですよ。

ところが、これは合法的になされていないというのは、都市計画決定されていないじゃないですか。そういう面では、あの、契約は、本当は、合法的にやるのであれば、行政機関としてやるべきことではないことをやっているじゃないですか。それと、今、松本さんが建築基準法51条云々とおっしゃっていたのは、この、建築審査会にかけたときに、都市計画決定されてなければ、建築許可はおろされないんですよ、実際にいって。そこはどうクリアするんですか。できないことをやろうとしているわけですか。

【松本課長】

いや、違うんです。その、建築基準法の51条は、都市計画決定された場所に今回の施設を建てたいということで建築確認の申請を出せば、それは建築審査会に係る案件ではないですよ。ちょっとそこ、確認なんです。

【坂本代表者】

要するに、建築審査会というのは、要するに住民の強烈な反対とかがあって、これは違法じゃないとか、絶対建てさせないでくれといった場合には、当然、建築審査会が裁判所と一緒にですから、まあ、これはだめだという判定を下せるわけですよ。

【松本課長】

ただ、いや、私が申し上げたいのは、都市計画決定された場所に、こういった類いの施設を建てるといって建築確認の申請を出したときに、建築審査会がストレートにかかわってくる話ではな

いですよねということをお願いしているんです。

【坂本代表者】

それは黙っていれば、要するに、建築確認申請をして、2週間以内に通知を出さないといけないことになっているんですが、その間にもう消防法に基づいて、消防署の同意が必要になってきます。そうしますと、棚上げになったら、1カ月でも2カ月でも、同意が得られなければ、要するに、確認通知はおりないですよね。確認申請をやったことがあればわかると思いますけれども、そういう意味で、建築審査会はね、そんなに甘くないですよ。今はものすごく厳しく、住民の側に……。

【松本課長】

私は建築審査会をなめているわけではなくて、今回私たちがやろうとしていること自体に、建築審査会がかかわることがないような形で建築確認をとろうというところで……。

【坂本代表者】

いや、かかわらざるを得ないじゃないですか。それだけの、要するに、建築審査会は……。

【松本課長】

ただ、そこは、皆さんに誤解をされてはいけないので、ちょっと私は確認させてもらったんですね。

【坂本代表者】

建築審査会は、あくまでも住民の同意を求めているわけですから。

【松本課長】

済みません、住民の同意は、この施設は求められてないです。

【坂本代表者】

いや、求めるんですよ。

【松本課長】

で、あくまでも、建築確認も、確認行為なので、許可とかそういった類いのものでもないので、あの、同意を要するというふうには私は、東京都からは聞いてないですよ。

【坂本代表者】

申請したら、確認通知ができなければ違法建築になります。そこら辺はわかってないですか。常識ですよ。

【光橋副会長】

ちょっと済みません。あの、話を戻させていただきたいんですけども、今、片山さんのほうから、ここに書いてある契約上のほうの条文を指摘していただいたので、ちょっと私の理解が、ち

よっと追いついていないんですけれども、第43条、協議解除。甲、これは組合のほうですね。甲は、工事が完了するまでの間は第41条第1項または前条第1項の規定によるほか、必要あるときは乙と協議の上、契約を解除することができる。第41条1項または前条第1項。えーと、第41条は甲の解除権。えー、甲とは衛生組合ですけれども、衛生組合が乙の、えー、次の各号の1つに該当するときは契約を解除することができるを書いてあるんですけれども、これ、えーと、その都市計画決定がおりなかったり、その建築審査ですか、おりなかった場合というのはどれに該当するんですか。

【片山参事】

その他ですね。

【光橋副会長】

その他。その他。43条。あ、その他ですか。その他。あ、必要があるときは。

【片山参事】

そうです。そのほか、必要があるときは。

【光橋副会長】

というところに該当するということですか。そうすると、2項に、甲は前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならないと書いてるんで、えーと、メタウォーターさんが何か損害が発生していたら賠償しなきゃいけないということですね。そうすると、もう建築を予定していたのに、その準備していた損害金が発生した場合は、払わなきゃいけないと。

【坂本代表者】

全額払わなきゃいかんです。

【光橋副会長】

という理解でよろしいですね。

【坂本代表者】

そうです。

【光橋副会長】

そのリスク……。

【坂本代表者】

途中でやめた場合には、かかった分は全部払わなきゃ。

【光橋副会長】

そのリスクを承知で契約をされたということによろしいですね。

【片山参事】

あの、松本課長からも話がありましたけれども、設計を伴わないと、えー、都市計画審議会で議論する、または懇談会で説明する、説明会で説明するというときに、えー、姿が見えていないと、なかなかその、区域と位置を決定するに当たってですね、つくるために位置と区域を決定するわけですから、その姿がある程度できていないと進められないということで、えー、同時進行でやらせていただいているものですから、そういう、まあリスクはもちろんありますけれども、十分な議論をいただいてですね、都計審には決定いただけるようにね、最大の努力をしていきたいというふうに思っています。

【坂本代表者】

それは甘過ぎますよ、そんな。

【光橋副会長】

えーと、松本課長、その理解でよろしいですか。えー、まあ、お気持ちとしてはほぼ、えー、決定がおりないということはないような気持ちでやられているという。そういうわけではない。ではリスクを承知で契約されているということですね。

【松本課長】

いや、フィフティ・フィフティでしょうね。

【光橋副会長】

フィフティ・フィフティで契約をしているということですか。そういう契約だということですね。よくわかりました。

【坂本代表者】

あの、確かに今、松本さんがおっしゃったとおり、ご自身の考えの中ではフィフティ・フィフティで、内心ドキドキされていると思います。実際に、私は、リスクのほうがものすごく大きいなと思います。全体のフレームワークがわかっていないで、大体こんなのをやろうとすること自体が、取っかかりから間違っているわけですから。

【光橋副会長】

じゃ、スケジュールのほうは一応終わりということで。

【伊藤課長】

済みません、あの、かなり、ちょっと時間が過ぎちゃって申しわけないんですが、今のあの、都市計画決定の関係で、ちょっともう1点だけですね、皆さんにお伝えしたいことがあります。

現在なのですが、都市計画決定、我々、(仮称)3市共同資源物処理施設ということで、仮称名ということで、こちらのほうを進めております。こちらが都市計画決定されれば、将来的に仮称

という言葉でずっと残すものでもありませんので、こちらを正式の名称で都市計画審議会のほうでご審議をいただきたいというふうに考えておりますし、都市計画課サイドのほうも正式名称にしてくれというようなお話をいただいています。

で、こちらで、事務局のほうとしまして、正式名称という形で考えておりますのが、「小平・村山・大和衛生組合」これは今までも衛生組合は残っているのですが、この後に、「資源物中間処理施設」というような形で、今回、容リプラのほうを中間処理していくというような施設でございますので、こちらの名前を正式名称としてこれから進めていきたいと考えております。

あと、この後、今いろいろな議論がされたのですが、稼働を今、平成31年を目指しております。それまでの間に、やはり、皆様に親しまれるような施設ということも目指しておりますので、愛称の募集などもしていきたいなというように。随分話が飛んでいると思われるかもしれませんが、そういうような形で考えておりますので、愛称のほうは皆さんのほうから募集をかけて決めていきたいというところも、今後は考えているというところだけお伝えしたいと思います。

【坂本代表者】

伊藤さん、それ、拙速過ぎるんじゃないですか。仮称を抜くとかね。こんなの本当、全体のフレームワークを要するに、焼却炉も含めて、あの、要するに、廃棄物処理施設全体の中の一部としてこれを、あの、一回図示してもらえませんか？ こっちだけ進んでるんですが、じゃあこれを、例えばサーマルで混焼するとか、あの、まぜて燃やすとかいうことになったら、全くこんなのは要らないですよ。ランニングコストも要らないですよ。だから、これを本当につくる気なのかというのね、非常に疑問ですけれども。だから、廃棄物処理全体のフレームワークの中での、この位置づけ。で、これは、要するにあの、契約書のていをなしていないというのは、停止条件としてね、「ただし」の後に、要するに、「都市計画決定が決定された後に」というようなのを一筆入れるべきだったんですよ。だから、こんなのを入れてないから、「議会の議決が得られないときには」と、これだけでもうどんどん進んでいるわけですよ。だから、停止条件つきというのは、もう必ずね、契約書は、前提として考えておかなきゃ。だから違約金を取られたり、そういうのがね、反則金を取られるみたいなことになっちゃうんですよ。

【森口専任者】

えーと、森口です。愛称の募集は、少なくとも、都市計画決定がちゃんとめどがついてからですね。

【伊藤課長】

もちろん。

【森口専任者】

もちろんですね。今からもう愛称を募集してなんていうのはやめてください。

【伊藤課長】

いや、今からではない。だから今後と。

【松本課長】

森口さん、あの、あくまでも、今、組合が言った、小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設というのは、その、都市計画決定がされたときにライン上に乗る名称なので。ですから、今ここで、間違いなく確約してね、おりたわけではないので、おりたときにはその名称を使わせていただいて、なので、えー、建物をつくる暁には、また愛称は、皆さんのお知恵をかりながらということですから、そこはよろしくお願いします。

【森口専任者】

まだね、理解をここで得られているような状況じゃない中でね、よくここでそういう発言をするなどということ、ちょっと驚きました。

【光橋副会長】

えーと、じゃあ、次に入りまして、山崎さんのご質問の続きということで。どうぞ。

ちょっとわからないので、指示していただければ。

【片山参事】

どちらの資料がよろしいですか。今、画面に出している資料がよろしいですか。

【山崎専任者】

それでいいと思います。で、その都度、今日配られた資料ですかね。ここを出してくれるわけですよね。これとか。どうすりゃいいですかね。私がまた読み上げるの？

【片山参事】

私が説明したほうがよろしいですか。

【森口専任者】

いや、読んだ後説明でしょう。

【山崎専任者】

片山さんのほうで？

【森口専任者】

回答を読み上げるのは片山さんで。

【山崎専任者】

じゃあ私が読む。まず質問の内容を読んで、その回答、まあ、1／9からですかね。下のほう

にありますけれど。質問1-1。はい。

じゃあ、始めたいと思います。質問1-1。あの、質問1-1といいますけれども、そのもとになっているのは、あの、要求確認事項リストに、一番左に番号が振ってありますけれども、この番号に沿って質問1-1、で、2というのは、その1の下に空欄があるんですけど、そこは1-2、同じように2から、今、実際7まであるのかな。で、それを、質問内容を簡略的にまとめたのが、今、えー、プロジェクターに映された資料です。

じゃあ、最初にいきます。えー、質問1-1、人口、排出量の予測値をまとめたベースデータを提示して説明をお願いします。

えー、回答が、これは、ないんですけども、まあ、8月6日の回答としては、1月31日の協議会で、3市の廃棄物排出量の実績と予測（修正版）をもとに説明しています。なお、ベースデータについては、協議会から求められたものではないので、個人的に必要な場合は別途お渡ししますという回答をいただいたのですが、この8月6日に回答いただいたときに、ベースデータは提示されていましたか。まあ、前回もやったんですけど、単純な質問です。したかどうか。

【片山参事】

えーとですね、したというふうに考えています。あの、今回ちょっとプリントアウトしたのが、えーと間違っていて、ここ、修正ということを見せていただいて、これが正しいんですけど、人口と排出量の予測値をまとめたベースデータ、3市廃棄物の排出量の実績と予測については、27年12月12日の協議会で配付しています。なお、あの、全体のベースデータについては28年11月12日の協議会で配付しています。それから、そのときにですね、えーと……。

【山崎専任者】

いや、そこまでいなくていいですよ。あの、1月30t。

【片山参事】

説明はよろしいんですか。

【山崎専任者】

だから、8月6日の時点で、ベースデータというのは提示されたのかどうかと聞いているんです。

【片山参事】

8月6日には……。

【山崎専任者】

回答のときに、あの、今言ったようなことを書いてありましたけども、じゃあそのときに、ベースデータというものを配付されたんですかという単純な質問なんです。ですからそれは、ごち

よごちよごちよごちよ言ってもしょうがないんですよ。ベースデータというのは、これですよ。

【片山参事】

最終的には、えーと、28年の11月12日に出していますけれども、その前に……。

【山崎専任者】

はい。ですから、8月の時点では出ていなかったんでしょう。出していなかったんでしょう。

【片山参事】

27年12月12日にですね、ベースデータの一部を……。

【山崎専任者】

ベースデータの一部ってあるんですか。ベースデータってこれじゃないですか。

【片山参事】

えー、修正版としてですね……。

【山崎専任者】

修正版ってないでしょう。

【片山参事】

このときは、人口と排出量の予測をまとめたベースデータを掲示して説明をお願いしますという事だったので……。

【山崎専任者】

いや、ベースデータというのは1種類しかないでしょう。

【片山参事】

その一部をお示しして。

【山崎専任者】

一部ってあるんですか。

【片山参事】

あります。これ、資料として残っていますので。

【山崎専任者】

それはどれですか。

【片山参事】

平成27年12月12日。

【山崎専任者】

これですよ。

【片山参事】

ええ。

【山崎専任者】

ええ。これ、見てください。話がちょっとずれちゃってるんで、これをベースデータというんですか。初めて聞きました。ベースデータというのは、あの、これ見るとよくわかりますけれども、えー、実績値が平成24年から26年と書いてあります。で、えー、予測値は、平成27年から平成31年までしか書いていないんです。で、ベースデータ、片山さんが平成27年10月に、あの、お示しして説明しますよといったベースデータは、これです。去年の11月に渡された分厚いやつです。これは平成37年まで書いてある。どこが一緒なんですか。

【片山参事】

ですから、一部を説明したのと、それからですね、この協議会の議事録を見ますと、そんな、まあ、ここには文字としては書いてないですけど、わかりやすい資料を、そんなあの、細かいデータをもらっても困ると。わかりやすい資料との趣旨の要求があったんですよ。なので、わかりやすいように加工をしてお示したんです。

【山崎専任者】

うん。言っていることが、よくわからないんですけども。

【森口専任者】

えーと、森口です。またこの討論で長くなって進まないのも嫌なので、山崎さんじゃなくても、普通の人を読んで、これはおかしいと思うので質問します。

えーと、「2016年の8月6日の回答は」というふうになっていますが、これは平成27年ですね。

【山崎専任者】

平成28。

【森口専任者】

28年。

【山崎専任者】

平成28年。

【森口専任者】

わかりました。去年。すると、その後の1月31日というのも、平成28年でいいんですね。

【山崎専任者】

それは28年の1月。だから、こういうのは、ちゃんと書いてくれないとわからないんですよ。

前回は言いましたけれども、資料名だとかそういったものを詳しく、わかるように書いてくれないので、それはやりましょうと、前回の協議会で決まったんですけども……。

【森口専任者】

それで、平成28年の1月の協議会で、ベースデータについては、協議会から求められたものではないので別途お渡ししますという、渡していないと言っているんですよ。それなのに、今回の回答では、28年の8月の回答が正しいですかというと、27年の12月に渡したと言っているんだとしたら、その、1月の協議会で、個人的に必要な場合は別途お渡ししますと言った言葉も間違っているんですよ。どっちが間違っていたのか教えてください。

【片山参事】

個人的に必要な場合は別途お渡ししますというのは間違いでしたので、えー、修正をさせていただきます。なので、回答のところに「修正」というふうに書かせていただきました。

【山崎専任者】

それが、その、これですよ。12月に渡したというのは。

【片山参事】

はい。はい。

【山崎専任者】

これをベースデータと言うのが理解できないんですよ。結局、ベースデータというのは1つしかないと思うんです。ベースになるものだから。で、ベースデータを展開したのが実施計画でしょう。ですよ。で、あの……。

【片山参事】

あの、いいですか。

【山崎専任者】

いや、これがね、ベースデータだと言うんだとすると、みんなベースデータになっちゃうじゃないですか。ベースデータを簡略化したものはベースデータだと言うのだとすると、みんな資料はベースデータになっちゃいますよ。違います？ そうしたら、27年10月のときに、こういう資料も実際出ているんですよ。そうしたら、そんな説明する必要ないじゃないですか。お示しして、説明しないと理解できないでしょう、ということを行っているじゃないですか。

【片山参事】

だからベース、その意見の後に、まあ、その、議事録ではですね、否定するように、えー、そんな資料を出してもわからないから、わかりやすい資料をという趣旨の、まあ、答弁があったんですよ。そちらを尊重してつくったのがその資料ですから、その辺は理解していただきたいです

ね。

【山崎専任者】

ですからね、ベースデータと言ったら、もうこれしかないじゃないですか。ね。これには組成、小平市が燃やしているプラスチックの組成分析とか、どうやって推移してということが書いてあるわけですよ。だけど、この平成27年12月に配付された資料は、そういったことを何にも書いていないじゃないですか。それでどうやってこう、説明できるんですか。それが詳しく書いてあるんだったらわかりますよ。これ、結果だけじゃないですか。実施計画に書いてある結果だけですよ。それだったらベースデータと言えないでしょう。

【片山参事】

ですから、ベースデータの一部を加工して、わかりやすい資料をとという趣旨の要求があったものですから、それに基づいてつくったんです。

【山崎専任者】

だって、この回答だと、ベースデータって書いてあるじゃないですか。

【片山参事】

で、全体のベースデータについては、28年度の11月12日に……。

【山崎専任者】

いや、そうじゃなくて、この資料に言っているんですよ。

【片山参事】

私どもは、ですから、それをベースデータとして……。

【山崎専任者】

予測値をまとめただけでしょ。この資料というのは。だからベースデータとは言わないんですよ。

【片山参事】

いや、それは解釈の違いであって、ここで押し問答をしても結論は出ないですよ。

【山崎専任者】

まあいいです。なんか、こういう回答ばかりで、まともな回答をくれないんですよ。まあ、時間稼ぎしたいのはわかるんですけども。

【光橋副会長】

えーと、まあ、これ以上話しててもしょうがないので……。

【山崎専任者】

うん。まあ、もう一回あれしますよ。私……。

【光橋副会長】

司会者として、私、見てないんですけども、その、ベースデータというのは、ベースデータなんですから1つしかなくて、まとめたものを出したからベースデータを出したというのは、やっぱり日本語としておかしいと思いますので、片山さんの説明は、あの、これだけじゃなくて、全体的にやっぱり、あの、信頼できないというのが正直な感想です。えー、といっても進めないといけませんので、あの、続けてください。

【山崎専任者】

そうですね。はい。

【森口専任者】

1つ確認させてください。えーと、回答、今、訂正がありますということだったんですけど、それは8月6日の回答は間違いだったと判断してよろしいですかというところは「はい」ですね。えーと、組合側の、えーと、説明としては、ベースデータはいつ提示されましたかというのに関しては、「した」と。で、28年の1月31日に、えーと、協議会、3市の廃棄物・排出物の実績と予測の改正版をもとにして説明しています。なお、データについては協議会から求められたものではないので、個人的に必要な場合はお渡しします、ということについては間違いでしたという発言を、先ほど片山参事がされました。別途個人的に渡すということが間違いだったということは、これが書かれたのが8月6日の回答なので、8月6日の組合の回答は間違いだったと判断してよろしいですかというのは、「間違いです」ということでよろしいですね。

【片山参事】

なお書き以降は間違いでございます。

【森口専任者】

じゃ、そのように書いていただかないと、回答としてまた同じことをべたっと書かれてしまったのではわかりませんよ。回答としてまるっきり同じことをまた書かれていらっしゃいますけれど、一部、回答は間違いでしたと。渡して、別途お渡ししますと言ったことは間違いでしたとか、別途に渡すつもりはなかったですとかいうことで、はっきり間違いというところを……。

【片山参事】

ですから、解釈の違いですけど、個人的に必要な場合はじゃなくて、全体にお配りしましたので、えー、そこの部分は間違っているというふうに申し上げました。

【森口専任者】

片山さんの言っていることは詭弁でしかないのです。間違っているものは間違っていると素直に認めてもらわないと進まないのです。

【山崎専任者】

うん。最初の回答でね、1月31日の協議会で3市の廃棄物排出量の実績と予測（修正版）をもとに説明をしています。なお、ベースデータは協議会から求められたものではないと言っていますけれども、その、1月31日に配付したんだったら、説明しているんだったら、これがベースデータだって言えばよかったんじゃないですか。何で今ごろになって出てくるんですか。だって、これ、ベースデータだって今、言い張ったじゃないですか。解釈の違いだって。私は違うと思ってますよ。ベースデータというのは……。

【片山参事】

ベースデータの一部だと申し上げたんです。

【山崎専任者】

だから、それだったら、ベースデータってここに、一番、8月6日の回答のときに書けばいいじゃないですか。何で今ごろになって、これがベースデータだからって言うんですか。そういう解釈しているんだったら、去年の8月6日の回答のときに、3市の廃棄物排出量の実績と予測（修正版）、これがベースデータですと言えばよかったじゃないですか。書いてないじゃないですか、そんなこと。そう、ごまかしごまかしやっているからね、ぼろが出ちゃうんですよ。

【片山参事】

でも、申し上げましたとおりですね、えーと、まあ、それを否定するような議事録の発言がありまして、よりわかりやすい資料としてくださいというのがありましたので……。

【山崎専任者】

それは、27年10月の話でしょう。こう、書いてあるじゃないですか。これ、28年1月の話をしているんですよ。だから、時系列的にいつ合わないんですよ。言いわけばかりしようとするから。過去のを全部見ればわかっちゃうんですよ。いつ言ったんですか、それ。わかりやすいようにというのは。平成27年10月でしょう。その発言があったのは。ね。で、28年の1月31日じゃないですか。この資料を出したっていうのは。全然合わないじゃないですか。で、ベースデータだって言っているのに、そのときは言わないで、8月6日の回答のときに。全くでたらめじゃないですか、この回答。こんなのばかりなんですよ。何ですか、この回答は。誰が書いたの。

【片山参事】

私を書きました。

【山崎専任者】

じゃあ、これ全部直してください。全部でたらめだったと。いいですよ。だって、言いわけ

しようがないじゃないですか。今説明したとおり、片山さんが、ね、説明したとおりに解釈すれば、こんな回答、えー、去年の8月6日の回答にならないわけですよ。いいですよ。会議録、見たんですよ。見ると言っていましたけど。

【片山参事】

ええ、見ました。

【山崎専任者】

それでこういう回答ですか。

【片山参事】

そうですね。

【山崎専任者】

ああ。なるほどね。じゃあ、とりあえずまず、直してください。全て。これじゃあ、幾らやってもね、私、あら探しをしているように思われるのも嫌だし。要は、事実だけを知りたいんですよ。時間をかけてね、自分は、自分たちは調べて。で、片山さんは回答するんだろうけども、なんか、いつもこう、ごまかすような回答しかないんですよ。事実に基づかないような回答しかないんですよ。それじゃ幾ら議論しようたって、進まないじゃないですか。1-1、単純な質問をしているのに、回答だけがごちゃごちゃごちゃごちゃ出てきて、結局、まともな回答ができていないじゃないですか。それでね、我々に能力がないなんて言われても困るんですよ。我々だってその分、また再質問するためにすごい時間がかかっているんですよ。

【森口専任者】

あの、森口です。この回答がおかしいと言われる人が、もう一遍この回答を書いてね、同じ文章を書くというのじゃね、あの、4団体のチェック機能がないと思うんですよ。

【山崎専任者】

あの、協議したんですか。

【森口専任者】

みんな、あの、この間、松本さんなんかは、よく、山崎さんのことを聞いて、納得されたと思っていたのに、また同じ回答がこのように書かれて出てきていることがとても不自然だったので、あの、ちゃんと、書いた回答について、本当に合っているかどうか、4団体で協議して、正しいと思ってから出していただきたいんですよ。

ちなみに、この回答みんな、4団体の方は見ましたか。会議録をひっくり返して確認した方、おられますか。

【山崎専任者】

いや、片山さんにまず聞いたほうがいいよ。回答書いたんだから。

【松本課長】

じゃあ、あの、ごめんなさい、まあ、前回、2月の会議のときに、私、この、質問1-1、まあこのところ、まあ、おっしゃるとおりですねというふうに、まあ言ったわけです。それで、まあ今回、今日臨むに当たって、まあ、通常であれば、協議会前の打ち合わせをしてから臨むところなんですけど、まあ、これ、大変恐縮ですが、私の言いわけで、ちょっと能力がなさ過ぎてですね、あの、議会が始まっちゃいまして、今回あの、組織市と組合の事前打ち合わせをですね、やってないんですね。それで、まあ、そうはいつでも、まあ能力のない私でも一応目は通してきましたんですが、あの、そこがですね、なかなか、まあ私も、先月言った責任があるので、ここは素直に訂正すべきだろうというふうに思っているのですが、それを、まあ、伝えてはいるんですけど、まあなかなかその、まあコンタクトが今回、あの、議会の関係でうまくいかなかったというところでは申しわけございません。

【山崎専任者】

確かにね、今回、まあ前回の協議会から3週間しかないということもありました。で、まあ、早目に、あの、資料をね、メールに送ってくれるとか、郵送してくれるということも決まったので、えー、木曜日の夕方ですかね、5時過ぎ。まあ、組合から回答が来るのっていつも5時過ぎなんですよ。まあ、帰り際に送るんでしょうけれどね。

で、組織市に配られたというのはいつなんですか。その資料が行ったのは。もっと早い？

【松本課長】

済みません、その前の週の金曜日。だそうです。

【山崎専任者】

あ、そんな早い。じゃあ、1週間以上前に。私なんて2日間。実際は木曜日に来たから、木曜日の夜はもうとてもやる気ないし、金曜日1日だけです。今日は1日かけて見ましたけれどもね。まあ、いいとこ2日です。でも、私も生活があるので、これだけずっとやっているわけじゃないですから。でも、時間があいているときはほとんどこれをやっています。でも、それだけ、1週間も十日も余裕をもって確認できる時間があるんだったら、何で我々に送ってくれないのかなと思いますね。だって、前回の協議会で、邑上会長が言ったのは、会議録の確認と同じだよねと。要するに、検証するためという話だったんですよ。でも、まあ、いろいろあって、数日前にという話になったんだと思うんですけども、まあ、邑上会長が言った話だったら、本来だったら、その、前週に送ってくれば、我々が確認するんだってもっと楽です。

【松本課長】

確かに、山崎さんがおっしゃるように、あの、皆さん全体を通して共通なんですけど、やっぱり、まあ、ボランティアで参加していただいて、まあ、こうやって、まあ、毎月1回といえども、夜の時間に貴重な時間をいただいているというのはもう事実ですので、あの、そこについては、あの、言われるまでもなく、あの、きちんと誠意をもって対応するというのは当然なので、あの、まあ、確かに今回期間が短かったというのは、まあ、事実としてはありますけれど、ただそこはあの、極力早くですね、資料を、あの、前もって目が通せて会議に臨めるというのは、それは本当におっしゃるとおりだと思いますので、あの、そこはですね、済みません、あの、私も組織市の一員として、そこはきちんと対応してまいりたいと思います。

【山崎専任者】

今、そういう話をいただいたのですが、実際は、組織市には十日ぐらい前に来ているわけでしょう。その資料が。1週間ぐらい前に。先週の金曜日だって言っているじゃない。

【片山参事】

ですから、それでちょうど1週間、木曜日までということをお願いはしています。

【山崎専任者】

資料でしょう。

【片山参事】

資料ですね。で、そこから修正をして、土曜日に間に合わせるという形です。

【山崎専任者】

で、それは反映されているんですか。

【松本課長】

まあ、今回は反映されていないですね。

【山崎専任者】

そうすると、送った意味がないじゃないですか。

だから、結局ね、片山さんは協議している協議していると今まで言っていましたけれども、実際は資料を送ったりね、説明したって、あの、単なる説明で、何の協議もしてないんじゃないの。というのが感想ですね。実際そうなのかなと思います。

だって、ね、組織市で協議しているというんだったら、まあ前回のもそうなんですけども、回答も含めて、全くチェック機能が働いていないですね。そうすると、もし、ちゃんとチェックして、意見なりね、何か出て、これ変えたほうがいいよね、これおかしいよね、という意見が出ていたら、こんな回答出ないですよ。絶対に。もう、これ、もう、こういうふうにしたいという回答だ

けです。こういう内容にしなくちゃいけないと決めてね、回答しているようなものですから。自分のやったことは間違っていないんだよというようなことを書きたいだけの回答ですから。それをチェックしないと、協議しているとは言えないです。残念ながら。

【松本課長】

あの、そこはあの、山崎さんのおっしゃるとおりで、あの、協議したというのはね、そこはあの、きちんと皆さんに対応ができて初めて、協議がなされているということなので、あの、対応がなされていない点についてはですね、あの、先ほども言ったように、今回はですね、済みません、事前協議できていないのが実情なので、まあ、ここについてはですね、ちょっと大至急、4月の協議会に間に合うような形で、そこは善処させていただきたいと思います。

【山崎専任者】

わかりました。ぜひ、これは、この回答はだめよというのはぜひ言ってください。間違っているよとかね。

【松本課長】

ごめんなさい、言っていないわけじゃないんですけどね。

【山崎専任者】

うん。でも反映されていないんでしょう。

【松本課長】

あの、反映に至らなかったというところの話です。

【山崎専任者】

微妙な言い方ですけどね。

【松本課長】

そこは、反映に至らなかったのが今回で、でも、それって、確かに本当に、まあ、皆さんに対しては本当に失礼な話なので、その、回答が反映されるに至らなかったというふうにならない状態できちんと事前メールが送れるような、まあ、当然の形、それを大至急取り戻したいと思います。

【山崎専任者】

じゃあ、次回も、これ、書き直すわけですから、まあ、今日やったところで間違っているところはね。これはぜひ、少なくとも1週間前というか、あの、会議録の確認のときに一緒に送っていただけますか。いいですか。

【松本課長】

はい、わかりました。あの、最低限、今日、前回、先月も含めて、今日の分は、あの、ちなみ

に組合はもう議会は終わっていますので、あの、大至急、修正版をつくれると思うので、で、メールが届き次第……。

【山崎専任者】

能力に余裕があるということですね。

【松本課長】

いや、多分、私よりはあるかなと思うので。あの、届き次第、それはきちんと組織市も目を通して、きちんと、あの、考え方のすり合わせ、確認も含めて、それで、えー、4月の会議前に、あの、きちんと、統一見解で、最低限、あの、修正すべき部分については修正をする。またあの、えー、これ以降の回答でも、影響の出る部分というのがあれば、そこは先にきちんと対応するよりにいたします。

【山崎専任者】

そうですね。あの、まあ、今1-1をやっていますが、これはまあ、ほとんど、まあ、出したか出さないかという話だけだったので、どうでもよかったんです。どうでもいいわけじゃないんですけども、ただ、こういう回答がされているよというのを皆さんに知ってもらいたかったんですよ。じゃないと、まあ、ホームページにも載りますし、組合ってこんな回答しかしないんだよというのを市民の人に知ってもらいたかったんですよ。

で、まあ、これから、先々、この要求確認事項リストの中で、かなり本題のほうに入ってきますので、そこも含めて、今やってくれるということだったので、ぜひ、見直し、あれ、だめ出しは、お願いしたいと思います。次回までに。よろしくをお願いします。

どうしましょう。全部書き直してもらおう？

【松本課長】

まあ、できればあの、正直もう、この、えー、お互いの受けとめ方、あの、まあもう、質問1自体がそうなんですけど、確かにその、受けとめ方がちょっとそうじゃないよ、という点が多いので、できればもう、そこのところはもう、洗いざらい、大変恐縮なんですけど、あの、言っただけでと。

【山崎専任者】

じゃあ順番にやっていきます。

【松本課長】

はい。ありがたいです。済みません。

【山崎専任者】

もうあんまり時間がないので、本題のところには行かないんだったら行かないほうがいいかな。

中途半端に終わらせるとね。

じゃあ質問1……。

【光橋副会長】

あ、ごめんなさい、ちょっと、司会者ながら、ちょっと途中で気になる点があったので。全然、ごめんなさい、あの、山崎さんの質問と関係ない話なんですけど、あの、脱臭排気口位置の話し合いて、次回の予定ですよ。これは4月8日のときに話し合って、これ、どこまで話し合う。決定なんですか。そのときの話し合いで決定しちゃうんですか。

【片山参事】

決定までは行かないと思うんですよ。ご説明をして、ご意見を伺いたいなと思っています。今考えているのがこういう方向で、こういう感じですよ。

【岡田専任者】

その件で。一応議事録に書こうと思ったんですけど、排気口のある位置、方向については、組合の案を出していただいて、それをみんなで討議するという、そういう考え方でよろしいですね。どうでしょうか、ではないですよ。組合としてはこういう場所につくって、こういう方向で、これはこういう理由だからこうなんだよ、という説明をしていただけるといことでよろしいですね。

【片山参事】

結構です。

【岡田専任者】

その議論ですよ。はい。

【光橋副会長】

そうすると、済みません、今回は、ゴールはどこになるんですか。協議会で、こっちの方向に希望しますというところで終わりなんですか。

【片山参事】

ゴールは、そうですね、2回ぐらいの会議の中で。ですから、5月ですか。5月ぐらいまでに決められればと思っていますけどね。

【光橋副会長】

あ、じゃあ、2回されるという。

【片山参事】

うん。2回でどうですか。

【光橋副会長】

あ、ということですね。わかりました。済みません、ちょっと、どうなるのか心配になりましたので。

はい、済みません、邪魔しまして。じゃあ山崎さん、続きをお願いいたします。

【山崎専任者】

じゃあ、洗いざらいということなので、質問1-2のほうを読ませていただきます。

質問1-2の内容としては、ベースデータの数値をもとにして、小平市が燃やしている容器プラの平成31年度以降の予測値をどのように出されているのかを、わかりやすく図や表にして説明をしてください、ということだったんですね。で、2016年、平成28年11月12日の回答は、資料は配付済みと書いてあったんです。で、回答をもらったんですね。

で、前回の協議会では、資料は何だとか、資料名だとか書いていないよという指摘はさせていただいたんですけども、そのときは、しっかり対応しますよということでしたけども、まあ、今回も書いていないのかな。書いていない。

で、その中の質問として、資料は配付済みとの回答ですが、その資料はベースデータのことですか。ベースデータ以外に資料があるとしたら、いつ配付された資料ですか、という質問です。まあ、※として、平成28年11月協議会への会議録の69ページに、片山氏の発言として、図や表に……とずっとありますが、図ですけれども、前回の資料、前回のところにありますけど、小平市さんから、という発言があったんですけども、これについては、配付済みというのはベースデータでいいということですか。で、ベースデータ以外に資料があるとしたら、いつ配付された資料ですかという質問をしています。

だから、これに関しては、回答なしということでもいいですかね。何も書いていないですものね。

【松本課長】

そうですね。今、具体的な回答が入っていないので、これは大至急ですね。はい。つくります。

【山崎専任者】

じゃあ、その2番目の質問で、質問1-2では資料の要求をしていますので、資料の提示をお願いいたします、ということです。で、これに対して、回答は片山さんのほうで言ってくれるんですかね。

【片山参事】

えーと、1件目の回答は、11月12日ですよ。今、2回目？ 一番下？

えー、まあ、ここに書いてあるとおりですね。平成31年度以降の小平市が燃やしている容器プラの予測は行っていません。人口と排出量の予測をまとめたベースデータ、3市の廃棄物排出

量の実績と予測については、27年12月12日の協議会で配付していますと。また、えー、28年11月の協議会議事録69ページの発言の対象となる図と表は、平成28年8月6日の資料ですと。えー、平成31年度以降、小平市が燃やしている容リプラの予測は行っていませんので、資料はありませんという回答にしました。

【山崎専任者】

ありがとうございます。えーと、この2段目に書いてある、人口と排出量の予測値をまとめたベースデータ、これも間違いですよ。これ、質問1-1でも回答していましたが、これも、ベースデータじゃないということなので、これは直してください。

【片山参事】

そこについては、ですから、ベースデータの一部として、人口と実績と予測というのをお示ししていますので、先ほども申し上げましたけれども。

【松本課長】

済みません、回答を、正しい形に直します。今のところは。

【山崎専任者】

そうですね。1がだめで2がいいというのは、何ともいえない。そういう答えってないと思うんだけどな。

ということで、これはまず直してください。それと、その下の、平成28年11月協議会会議録の69ページの発言の対象となる図や表とは、平成28年8月6日の資料です、と回答をいただきましたけど、この資料名は何ですか。あの、前回の協議会でも資料名を書くとか、そういうことを約束してくれま……まあ、片山さんが言ってないから、俺は言ってないと言われそうですが。そういう発言をされていますよね。

【松本課長】

ええ、しています。これも、済みません、これ以降も、ちょっと、その、具体的な資料名、済みません、入れさせていただきます。

【山崎専任者】

チェックされていれば、これ、多分直ったんだと思うんですよ。

【松本課長】

済みません、全て私が至らなくて済みません。

【山崎専任者】

いやいやいや。あの、組織市ですから。

じゃあ、今のところは、2段目、3段目は、訂正・見直しをしてくれるということで。

で、一番上なんですけども、平成31年度以降の小平市が燃やしている容器プラの予測は行っていませんと書いて、回答なのですが、あの、ベースデータってありますよね。あの、分厚いっというやつ。これの11ページに、見てもらうとわかるんですけども、えー、一番上に、えー、文章が書いてありますけど、ここで、小平市については、可燃ごみと不燃ごみに含まれる容リプラの潜在量を想定し、平成31年度以降は、可燃ごみ・不燃ごみからの移行量を見込み、可燃ごみ・不燃ごみ量からその分を減じます、と書いてある。で、まあ、見込みと予想って同じようなものだと思うんですけど、ここで、ベースデータがしっかり書いてあるんですよ。ですから、可燃・不燃から減じた量、要は減らした量、それがプラの予測量じゃないんですか。ベースデータ、見えます？ 片山さん。

【片山参事】

それはね、解釈の違いだと思うんですけども……。

【山崎専任者】

いや、解釈って、やめてくださいよ。書いてあるものを解釈って言えないでしょう。

【片山参事】

私は、平成31年度の燃やしている量というのは、これを減じた後の、あの、可燃ごみ・不燃ごみに含まれるプラスチック量だと解釈をしたので、こういう答えになっているんです。

【山崎専任者】

いや、そうじゃないでしょう。平成31年度以降は、可燃ごみ・不燃ごみからの移行量ですよ。要は、こっちへ、プラのほうへ入ってくる量を見込むと書いてあるんですよ。

【片山参事】

ですから、今申し上げましたけれども、移行量は移行量として、リサイクルされるわけですよ。そのリサイクルをした上で、あの、焼却しているごみの量をという質問に捉えたものですから、予測は行っていませんという答えにしたんです。

【山崎専任者】

でも、これはそうでしょう。移行量ですよ。

【松本課長】

ごめんなさい、だから、ここの回答なんですけど、要するに、小平市さんが実施したもののデータを、組合は引用して、そこを、えー、抜いて移行量を出しているということなので、組合が独自で小平市さんの容プラの予測というのはやっていないという、そういう意味です。

だから、えー、何ていったらいいのかな、実際に……。

【山崎専任者】

小平市さんの、今、リサイクル上でやっているのは実績値でやっていますよね。けども、この文章を見ると、可燃物・不燃物から移行量、移行量っていうのかな、移行量を見込むと書いてあるんです。その、潜在量をもとに。あ、組成分析から潜在量を見込んで、そこから可燃・不燃から移行する量を見込むと書いてある。で、これは、要は、容器プラに回すわけです。

【片山参事】

それは、それで出すことはできますけれども、私の解釈は、問1-2を見ていただければわかりますけど、ベースデータの数値をもとにして小平市が燃やしている容リプラの31年度以降の予測値をどのように出したのかわかりやすく、というあれですよね。小平市は31年度以降燃やさないわけですから、燃やさない、可燃ごみ・不燃ごみに含まれる容リプラの量、それをどう予測していますかというふうに私は捉えたと言っているんです。だから、予測はしていませんと言っているんです。

【山崎専任者】

31年度以降は、確かにそうですけども、予測をしないと、移行量とか何かを予測しないと、計算できないでしょう。

【片山参事】

移行量は、えー、容リプラとしてリサイクルする移行量を予測しています。ですから、燃やしている容リプラの移行量は推計をしていないと申し上げているんです。

【山崎専任者】

うん。じゃあ、それを出してください。

【片山参事】

燃やしていないのを予測していないですから、ありませんという答えになっているわけですね。今。

【山崎専任者】

いや、これ、将来の予測をするわけでしょう。31年度以降のやつを。で、その、組成分析の結果から。

【松本課長】

わかりました、ちょっと、そこも整理してきます。

【山崎専任者】

ただね、これ、書いてあるわけですよ。ここに。で、このとおりやったら、できるでしょう。

【片山参事】

いや、ですから、容リプラの量は、既に予測しています。

【山崎専任者】

いや、だからそれを……。

【片山参事】

それは出ますけれども……。

【山崎専任者】

あのね、よく質問の内容を……。

【片山参事】

質問の書き方が。質問の書き方がですよ。小平市が燃やしている容リプラの31年度以降という質問なんですよ。小平市は31年度以降はリサイクルをしちゃいますから……。

【山崎専任者】

ああ、それはそうですけれども。

【片山参事】

そうですね。ですから、リサイクル量は出ますけど、燃やしている量の推計は行っていませんという回答をさせていただいているんです。

【山崎専任者】

私が、あの、求めているのは、当然、平成31年度以降は燃やしていると思っていません。だってそうでしょう。

【片山参事】

小平市が燃やしていると書いてあるじゃないですか。

【山崎専任者】

だから、書き方がおかしかったんだったら、逆に質問してくださいよ。こんな長いこと時間かかっているんだから。え？ 何だかさ、解釈だの何だのって、そういう回答ばかりじゃないですか。わからないんだったら……。

【片山参事】

明確に書いてありますよ。小平市が燃やしている容リプラの31年度以降って書いてあるじゃないですか。

【山崎専任者】

だから、平成31年度以降は実施計画で燃やすって書いてないでしょう。だったら再質問しろよ。

【松本課長】

あの、済みません、もう完璧に、その、ねじれている部分がね、あの、言葉尻の世界になっちゃって、ちょっと、あの、済みません、もう、これはもう、客観的に今聞いてて、その、山崎さんが、別に31年度以降、小平市さんが容リプラを燃やすなんていうのは当然思っていないわけなので、だから、そのところがね、ちょっともう、どう聞いていても、あの、もう、そこがかみ合っていなかったの、済みません、そこはあの、今きちんと聞いた話の中で、修正をさせていただきます。

【坂本代表者】

片山さんは錯誤したままに回答しようとするからちんぷんかんぷんになるんですよ。

【山崎専任者】

結局ね、自分たちがずっと実施計画で説明していて、平成31年から資源化しますよと言っているじゃないですか。それを誰が燃やしているなんて考えます？

結局、人が書いた質問に対して……。

【坂本代表者】

理解してない。

【山崎専任者】

いや、理解は、そのままストレートに読めば、そうかもわかりませんが、自分が説明してきたことの内容と違うじゃないですか。質問している内容が。それだったら、これはおかしいんじゃないのと逆に質問してこなくちゃおかしいでしょう。それを、間違っているからって、そのとおり回答するっていうのはおかしいんじゃないの。

【片山参事】

えーと、まあ、感情的にならないようにお話ししますが、容リプラの量は……。

【山崎専任者】

なってないですよ。あなたが変なことをやっているからだよ。

【片山参事】

予測しているわけですよ。で、データもお渡ししているわけですから、当然、山崎さんはご存じだろうと。

【山崎専任者】

えっ。

【片山参事】

データもお渡ししているわけですから、山崎さんはご存じだろうと。容リプラの資源化量につ

いては、ご存じだろうと。ですから、それを除いて、さらに汚かったり、まあ、あの、汚れが取れなかったりするものについては、可燃・不燃ごみにまざりますから、その量を予測しているんじゃないですか、というふうに解釈しちゃったんです。

【山崎専任者】

いいです、もう。あの、あなたが答えるとね、なんかもう、回りくどく答えてね、逃げよう逃げようとか、あの、答えが、聞こえないんですよ。だから、質問に対してストレートに答えてくださいよ。で、答えられなかったんだったら、ほかの人が変わってくださいよ。じゃないと、時間ばかりかかってしょうがないですよ。

【田中代表者】

今、もう9時になろうとしているんですけど、あの、本当に今の間答で終わっちゃうと、あの、本当に先に話が進んでいかないので、ここは松本課長にお預けして、次回のときにこの回答をしっかりとしたものにして返してもらおう。そういう形で、今日はもう、このままいったらまた同じですよ。いつまでも。

【山崎専任者】

疲れるだけです。

【田中代表者】

ええ。で、時間だけ長くなって、9時に終わらなくなります。私もちょっとあした早いので、できれば、あの、早く終わらせていただきたい。ただし、あの、先ほど松本課長がおっしゃったとおり、しっかりと検討していただいて、山崎さんが納得する形でご返事いただく。そういう状況の中で、もちろんこれは山崎さんが納得するということはどういうことかということ、ここに座っているみんなが納得できる。

ですから、ぜひ、あの、そういうつもりで、宿題として持ち帰っていただいて、もう一度検討していただく。その上で、あの、次回の会議のときにご返事が出るということで、やっていただくのが。なんか、今聞いていると本当に、堂々めぐりで、また同じことになって、またああいう感情のぶつかりとか、もちろんあの、山崎さんは冷静ですから、あの、ちょっと声を荒げたのは、自分の、ちょっといら立ちではなくて、本当に、しっかりせえよという、そういう意味合いでの声のトーンが上がったことだと思いますので、ぜひ、あの、それについては、本当に、あの、私も聞いていて、この、これを、きのういただいて、会議、きのう、2日間ずっと、自治会館にいましたので、きのう帰ってきてそこに入っていた資料、さすがに見る時間はなかったです。ですから、やはりあの、こういう資料もデータもそうなんですけど、一生懸命書いている方もいます。ですから、できれば見る時間が欲しいなと思うのは本当です。ですからあの、そういう意味合い

で、もう一度、次回、これをやっていただければと思います。

そんな形で、もしできるのであればありがたいなと思います。

【坂本代表者】

田中さんのおっしゃるとおりだと思います。やっぱりね、あの、できれば、あの、今日は、非常に、松本さんは優等生的な、あの、回答をされていましたけれども、こういうところはね、今日の、これの回答は不可ですよ。落第ですよ。なっていないから、もう一度こう、松本さんに相談するなりして、すつと一とこう、落ちるような、山崎さんが納得するような回答を出していただけないか？ でないと、今、田中さんのおっしゃったように、時間が幾らあったって終わりやしない。何の回答にもならない。

【松本課長】

済みません、本当にご迷惑をかけて済みません。あの、本来、もめるために集まっていたているわけではないのに、本当にあの、ここについては本当に申しわけないと言いたいので、ちょっとあの、真面目に4月は、こういうことがないように、大至急調整したいと思います。申しわけございません。

【光橋副会長】

はい、済みません。じゃあ、質問は次回以降ということで、えーと、締めさせていただきたいのですが、次回は。

【岡田専任者】

ちょっと、私から1つお願いしたいことがあるんです。組合に。

あの、3月28日に見学させていただくというのは大変ありがたいんですけども、でね、あの、搭乗式がいいか悪いかはいろいろ議論はあると思いますけれども、私自身の気持ちとしては、そんなことはあり得ないというふうに考えています。で、これをね、数字を出してほしいんですよ。今、あの、メタウォーターと25.43億、これが一応今の契約金額。で、これは搭乗式クレーンでやっていますよと、そういうことですね。一応提案されているわけですね。

じゃあ、中央監視方式でしたら、何ぼ上がるの？ 何ぼ、これは数字は出してもらえると思う。そうすると、トータルで何ぼになるのと。で、あと、ほかの見積を出していただいた会社、どちらだったのと。こっち、多分、下だと思っんですよ。ですから、まあ、金額が出せるかどうか、まあ、出してほしいんですよ。会社の名前は別として。

そうした場合にね、例えば中央監視方式で金額が出ました、プラスしたら、こちらのほうが安いということになりかねないんですよ。

ですから、この辺はね、数字として納得させていただきたい。安ければいいというものでもな

い。要するに私が言っているように、人としての、ね、工場をつくってくださいというのが、冒頭から、会議の最初の日から私は言っている話ですから。見学させてもらって、うーん妥当かな、という気持ちになるのかどうかは別として、やはり数字的にどうなるのかというのを、これは、次回、提示してください。

【片山参事】

はい。総額の入札ですので、総額の入札なので、あの、下の3社ですね、内訳は出ません。幾らで落札ということで、下の3社については出ません。ただ、搭乗式と、えー、それから、まあ、操作室式との差は、概算で、まあメタウォーターに依頼をして出させるようにいたします。

【岡田専任者】

そうすると、逆転してということは発表できない。

【片山参事】

逆転といいますと。

【岡田専任者】

例えば、ここがね、25億とします。で、これやったら、27億になっちゃいましたと。で、ここがね、A社が、中央監視のやったら、こちらのほうが安いという形になる。

【松本課長】

あ、ごめんなさい。今、岡田さんから話があった、その、えーと、2つの方式の違いの差額は、今、片山のほうから話があったように、概算で大至急出します。

【岡田専任者】

ここは出せますよね。

【松本課長】

出します。それで、その(B)にあります、A、B、C社、そこは、えー、トータル額でということであれば、大至急そこは出せますので。

【岡田専任者】

で、そのときに、多分ね、私……。

【松本課長】

で、恐らく、その、岡田さんが言いたいとおりの総額で出ていると思われまので、そこは、一応確認をした中で、A社、B社が、中央監視室をきちんと設けた中の総額で、えー、入札時に価格を入れたかどうかというところの、その総額確認だけはとれますので、ですから、おっしゃったように、そのところを変更した差額で、プラスの金額が出て、それが逆転することがどうかというのは、総額判断はできるので。

【岡田専任者】

そこでいいとか悪いとか、私は言うつもりはなくて。

【松本課長】

ええ。そこだけは、大至急確認します。

【岡田専任者】

これでよかったのかなという部分では、しっかり落としておきたい。そういうふうに思います。

【松本課長】

わかりました。

【岡田専任者】

これだけはね、やはり。で、まあ今後ですね、あの、新しい燃焼工場、それから、えーと、粗大ごみの施設が、今、計画、始まっていますよね。そのときに、まだ搭乗方式をやるんですか。私、わからないけれど。これを採用したら、これ安いねと。だったらそう持っていくというね。そういう考え方はあるのかなと。なかったら、こちらが搭乗式でやるなんていうのはおかしいなという。

【片山参事】

まだ、その、今後の施設を搭乗式にするかどうかは決まっていません。えー、今、ちょっと松本課長が申し上げた価格ですけど、A社、B社、C社の価格ですけどね、それは総額で応札していますから、例えば、あの、クレーン室が幾らで、搭乗式が幾らでとか、それは出ない。

【岡田専任者】

そういう細かいのはいいんです。トータルを言っているわけです。そしたら、こちらのほうが安かったねというね。そうなるやもしれない。そういうことですよ。それははっきりさせておかないと。

いや、私が言いたいのは、やっぱりクレーン式はやめようよ、あ、搭乗式はやめようよという、そういうことなんですけどね。

【片山参事】

まあ、そういう意見をいただいていますので、そっちの方向で、あの、メーカーさんとも協議を進めておりますので、まあ、最終的には、28日の見学会ですか、その印象でですね、方向性を決めていきたいというふうに思っています。

【松本課長】

ごめんなさい、時間がなくて大変恐縮なのですが、28日の、えーと、施設見学会、済みません、あの、まだ申し込みを終えていない方がいたら、今日、参加者が少ないのですが、済みませ

ん、大至急、衛生組合のほうにご連絡をいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

【森口専任者】

質問。それは、ここの協議会のためにやるのではなく、えーと、中島町のに便乗するということでしたよね。

【松本課長】

あ、いや、えーと、この協議会のために2施設、今考えていて、えー、1つがその、搭乗式クレーンを見ていただくために川崎市のほうに行って、で、帰りの午後は、町田市で、去年の4月から、えー、もともと可燃ごみの中継所として使っていた場所を、えー、容器包装プラスチックの分別回収を始めるということで、その、可燃物の中継所を容器包装プラスチックの圧縮梱包施設に、えー、改良したという場所があるんですよ。

【森口専任者】

可燃ごみの……。

【松本課長】

中継所だった場所。

【森口専任者】

中継所というのは焼却施設だったということですね。

【松本課長】

あ、だった場所ですね。で、それを改良した場所があって、まあ、たまたまそこは、あの、マンションがですね、あの、かなり近接しているというのがあるので、ちょっと規模としては大変小さい施設ではあるんですけど、まあ、ここみたいに、マンションが近くにという、そういう部分でちょっと、帰りに、せっかく行くので、町田経由でちょっと見学したいというふうに思っていますので、よろしくお願ひします。

【齊藤専任者】

町田は、どこら辺の位置なんですか、それは。

【田口部長】

東名のほうの、向こう側のほうに。

【齊藤専任者】

成瀬とか、あっちの。そこまではわからないですか。

【松本課長】

ごめんなさい、えーと、施設の名称が、「リレーセンターみなみ」というんです。

【齊藤専任者】

はい。わかりました。

【松本課長】

済みません。

【坂本代表者】

最後に質問よろしいでしょうか。あの、仕様書をいただいたんですが、ここの、その、数値が全く入っていないのは何ででしょうか。通常であれば、例えばあの、形式、数量、主要項目、吐き出し量とか、吐き出し圧力とか、何々以上とか、通常スペックはそこまで必ず書かなければ、非常に低いレベルでつくれば安いことになるし。だから、そこを一番知りたかったのですが、そこはどうなっているのでしょうか。

【片山参事】

それがメーカー提案ということで、メーカーが提案してくる内容になっています。

【坂本代表者】

じゃあその、メーカー提案というのは、あの、どうしたっていうのは、あの、出していただける。

【片山参事】

そうですね、はい。

【坂本代表者】

じゃあ、これは出してもらわないと、全然違うのが出ますよね。話している内容とね。

【松本課長】

あ、で、ごめんなさい。さっきのあの、リレーセンターみなみななのですが、場所で行きますと、町田市南町田というところになります。よろしくお願いします。

【齊藤専任者】

わかりました。ありがとうございます。

【坂本代表者】

皆さん、スペックの内訳、出してくれるんだそうです。ここが一番大事なところ。

【森口専任者】

それは4月の、排気ダストや何かが出るときに、一緒に、あの、施設全部のスペックが出てくると思ってよろしいんですか。

【片山参事】

いえ、まだ、そこまでは出ないでしょう。えー、大体の図面、概要はお示しできると思います

が、スペック全部固めるというまではいかないと思います。

【坂本代表者】

この契約というのは、いわゆるプロポーザル方式でやっているということですか。提案方式とか。わかった業者に提案してもらってやっているということで、いわゆるプロポーザル方式。契約やったことない？

【片山参事】

指名、指名競争入札でございます。

【坂本代表者】

言っている意味がわからない。指名競争入札。であれば、指名競争入札であれば、さっき言った、ここの数値は入れておかないとおかしいんじゃないですかという話なんだけど。

【片山参事】

それがあの、皆さんなかなかご理解していただけない、役所でもあまりない発注の方式なんですけども、性能発注方式といいまして、設計と施工を同時に発注する。我々の要求水準、例えば23トン処理してくださいよ、高さは何メートルにしてくださいよ、それから公害防止はこういうふうにしてくださいよ、という要求水準をぶつけまして、じゃあそのためには、例えばモーターが2個要りますね、3個要りますね、そういうのはメーカー側の提案に任せるということになっています。

【坂本代表者】

任せるということで、金額がかなり変わってきますよね。そこらは深く検討されたのですか。同じスペックじゃないじゃないですか。

【片山参事】

それはメーカーの提案によるものですから。

【坂本代表者】

だから、メーカーによっては、非常にスペックの低いのと、高いので出してきたら、全然金額も違ってくるじゃないですか。

【片山参事】

メーカーは最も値段を落として出してくると思いますので。

【坂本代表者】

だからその、値段を落とすとか、あの、1,000キロカロリー物と500キロカロリーといたら、もう全然値段も違うじゃないですか。だから、そういうところで、あの、わけのわからない契約を結んでいるんじゃないかなということ、まあ、基本的に、あの、見積が出て、

あと、給食センターじゃないけれども、当初40億だったのが、6億、あの、補正組んだという
ようなこともあり得るので。この金額が、そのままいくと、考えられないので、やっぱりそこら
辺は、今度出してください。

【光橋副会長】

じゃあ、大分たちましたので。次回は4月8日、18時半からということで、よろしくお願
いします。お疲れさまでした。